

整備管理者 選任前研修資料



北海道運輸局札幌運輸支局 検査整備保安担当

目 次

I. 整備管理者の役割	1
1. 整備管理者制度の趣旨及び目的.....	1
2. 整備管理者の選任を必要とする使用者.....	1
3. 整備管理者になるために必要な資格.....	2
4. 整備管理者の選任届出に関する事務手続の要領.....	3
5. 整備管理者の職務権限.....	7
6. 整備管理者の研修.....	8
7. 整備管理者の補助者.....	8
8. 整備管理者の外部委託.....	9
II. 自動車の点検整備(日常点検・定期点検)の内容	10
1. 点検・整備の義務、目的及び体系等.....	10
2. 点検・整備の内容及び項目.....	11
3. 日常点検の方法.....	11
4. 日常点検の実務.....	12
5. 定期点検の方法.....	17
6. 定期点検の実務.....	17
III. 路上車両故障等の発生状況とその防止対策	22
1. 車両故障の事例.....	22
2. 自動車事故報告について.....	27
IV. 車両管理上必要な関係法令	35
1. 道路運送車両法の目的・体系.....	35
2. 車両管理上必要な法、施行令、施行規則、基準等.....	35
V. 車両管理の内容	39
1. 車両管理の義務及び目的.....	39
2. 車両管理の内容と実務.....	39
VI. 運転者等に対する指導教育	41
1. 安全運転の基本.....	41
2. 自動車の構造装置.....	43
3. 日常点検等点検整備の方法.....	46
4. 事故車両や事故時の処置方法.....	47
VII. 行政情報・業界情報、車両技術に関するメーカー情報の提供	48

I. 整備管理者の役割

1. 整備管理者制度の趣旨及び目的

整備管理者制度は、本来、使用者が道路運送車両法第 47 条の規定等に基づき、その使用する自動車の点検及び整備並びに車庫の管理について自主的に安全確保及び環境保全を図るための注意を払うべきですが、使用する自動車の台数が多い場合には使用者自らが点検・整備について管理することが困難となり、管理・責任体制が曖昧になるおそれがあること、大型バスのような車両構造が特殊な自動車で事故の際の被害が甚大となる自動車を用いる場合には専門的知識をもって車両管理を行う必要があること等から、整備管理者を選任し、使用者に代わって整備の管理を行うことにより、点検・整備に関する管理・責任体制を確立し、自動車の安全確保、環境保全を図るために設けられています。

〔根拠規定〕 道路運送車両法

第1条(この法律の目的)

この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

2. 整備管理者の選任を必要とする使用者

自動車の種類	自動車の使用者	選任を要する台数 (使用の本拠ごと)
事業用自動車	定員11人以上の自動車の使用者	1台から
	定員10人以下の自動車の使用者	5台から
	貨物軽自動車運送事業者	10台から
自家用自動車	定員11人以上の自動車の貸渡人	1台から
	定員10人以下で総重量8t未満の自動車の貸渡人	10台から
	定員11人以上29人以下の自動車の使用者	2台から
	定員30人以上の自動車の使用者	1台から
	定員10人以下で総重量8t以上の自動車の使用者	5台から

〔根拠規定〕 道路運送車両法

第50条(整備管理者)

自動車の使用者は、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とすると認められる車両総重量8トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であつて国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。

〔根拠規定〕 道路運送車両法施行規則

第31条の3(整備管理者の選任)

法第50条第1項の国土交通省令で定める自動車は、次の各号に掲げるものとし、同項の国土交通省令で定める台数は、当該各号に定める台数とする。

- (1) 乗車定員11人以上の自動車(次号に掲げる自動車を除く。) 1両
- (2) 乗車定員11人以上29人以下の自家用自動車(道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項の許可に係るものを除く。) 2両
- (3) 乗車定員10人以下で車両総重量8トン以上の自家用自動車及び乗車定員10人以下の自動車運送事業の用に供する自動車 5両
- (4) 貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車及び乗車定員10人以下で車両総重量8トン未満の自家用自動車であつて、第2号の許可に係るもの 10両

3. 整備管理者になるために必要な資格

- ① 2年以上の実務経験(同種類の自動車の点検・整備又は整備管理)及び選任前研修の修了
- ② 自動車整備士技能検定合格者(1級・2級・3級)

〔根拠規定〕 道路運送車両法施行規則

第31条の4(整備管理者の資格)

法第50条第1項の自動車の点検及び整備に関する実務経験その他について国土交通省令で定める一定の要件は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第53条に規定する命令により解任され、解任の日から2年(前条第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、5年)を経過しない者でないこととする。

- (1) 整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検若しくは整備又は整備の管理に関して2年以上実務の経験を有し、地方運輸局長が行う研修を修了した者であること。
- (2) 自動車整備士技能検定規則(昭和26年運輸省令第71号)の規定による1級、2級又は3級の自動車整備士技能検定に合格した者であること。
- (3) (略)

※第3号の告示については、現在定められておりません。

4. 整備管理者の選任届出に関する事務手続の要領

1. 整備管理者の選任等の届出を必要とする主な場合

届出の事由	届出の別	届出日
・整備管理者を新しく選任したとき ・営業所(使用の本拠)を新設し整備管理者を選任したとき	選任届	15日
・届出者の氏名又は名称若しくは住所が変わったとき ・営業所(使用の本拠)の名称又は使用の本拠の位置が変わったとき ・事業の種類が変わったとき ・人事異動等で整備管理者が変わったとき ・整備管理者を増員したとき ・整備管理者を減員したとき ・整備管理者の氏名が変わったとき(婚姻・養子縁組)	変更届	15日
・事業を廃止したとき、又は譲渡したとき ・営業所(使用の本拠)を廃止したとき、又は選任を必要としなくなったとき	廃止届	30日

※1 町名・住居表示変更等は、上記事由での手続き時に併せて行うことができます。

※2 保有車両数が変更になった場合の届出は必要ありませんが、選任基準を下回る場合には廃止届が必要です。

〔根拠規定〕 道路運送車両法

第52条(選任届)

大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から15日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様である。

〔根拠規定〕 道路運送車両法施行規則

第70条(届出)

次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その旨を国土交通大臣(第3号及び第4号にあっては地方運輸局長)に届け出なければならない。

(略)

(3) 法第50条第2項の大型自動車使用者等に関し、第33条第1項第1号から第3号まで、第5号又は第7号に掲げる事項について変更があった場合

(4) 第33条第1項の届出をした者が、大型自動車使用者等に該当しなくなった場合

(略)

2 前項の届出は、届出事由の発生した日後30日以内に(同項第3号に掲げる場合にあっては15日以内に、同項第6号に掲げる場合にあっては遅滞なく)行わなければならない。

I. 整備管理者の役割

届出書に記載する事項

- ① 届出者が会社のときは名称、個人のときは氏名及び住所
- ② 自家用・事業用の別、事業用のときは事業の種類
- ③ 整備管理者の選任に係る自動車の使用の本拠の名称及び位置
- ④ ③で記載した使用の本拠に属する自動車の総数、並びにこれらのうち乗車定員11人以上のもの及び乗車定員10人以下で車両総重量8トン以上の自家用自動車の数
- ⑤ 整備管理者の氏名及び生年月日
- ⑥ 整備管理者の資格要件
- ⑦ 整備管理者の兼職の有無(兼職がある場合は、その職名及び職務内容)
- ⑧ 運輸局長から解任命令を受けたことがないこと、また解任されてから2年(※)を経過していること

※道路運送車両法施行規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては5年

2. 整備管理者の選任等の届出時の必要書面等

提出が必要な届出者	必要書面
(1) 外部委託をしない場合	○ 整備管理者が資格要件を満たしていることを証明する書面 <第1号(実務経験)の場合> ・「点検又は整備」、「整備管理者」、「補助者又は整備責任者」の業務を行っていた経歴が記載された書面 ・上記が提出できない場合には、2年の実務経験を有することがわかる選任後研修の修了を証明する書面等の写し ・選任前研修修了証明書の写し <第2号(整備士)の場合> ・合格証明書の写し ○ 整備管理規程 <補助者を選任する場合> ・補助者を選任する場合の条件を満足していることが必要 ○ 被選任者が、過去2年間(規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、5年間)のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面(被選任者が証明するもの) ○ 被選任者が届出書の内容に同意したことがわかる書面
(2) グループ企業内(委託先と委託元が同一のグループに属する)	○ 整備管理者が資格要件を満たしていることを証明する書面 (必要事項は(1)に同じ) ○ 外部委託先がグループ企業内であることを証する書面(登記簿、営業報告書等及び組織図等)

I. 整備管理者の役割

場合)において、整備管理者を外部委託する場合	○ 整備管理規程、安全管理規程その他の規程類 ・ グループ企業内における外部委託の条件を満足していることが必要 ＜補助者を選任する場合＞ ・ 補助者を選任する場合の条件を満足していることが必要 ○ 委託先の事業主の同意書 ○ 被選任者が届出書の内容に同意したことがわかる書面 ○ 適切な車両管理ができることを証明する書面（以下のうちから必要に応じて） ・ 委託に係る契約書の写し ・ 兼職の内容及び業務の割合が確認できる書類 ・ 兼職に係る事業所間の距離が確認できる書類 ○ 当該事業者が、過去2年間のうちに、グループ企業内における外部委託に関する条件に違反したとして、整備管理者の選任義務違反とされた者でないことが記載された書面（当該事業者が証明するもの） ○ 被選任者が、過去2年間（規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、5年間）のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面（被選任者が証明するもの）
(3) 自家用において、整備管理者を外部委託する場合	○ 整備管理者が資格要件を満たしていることを証明する書面（必要事項は(1)に同じ） ○ 整備管理規程 ＜補助者を選任する場合＞ ・ 補助者を選任する場合の条件を満足していることが必要 ○ 被選任者が、過去2年間（規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、5年間）のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面（被選任者が証明するもの） ○ 被選任者が届出書の内容に同意したことがわかる書面 ○ 委託先の事業主の同意書 ○ 適切な車両管理ができることを証明する書面（以下の全て） ・ 委託に係る契約書の写し ・ 整備責任者の氏名

[illegible]

7. 資格要件を要する者(「監理管理者選任規則」及び「自動車運転士技能検定合格証明書」の取扱いを提示すること)。
8. 監理管理者の選任・変更届出の場合は「監理管理規則」を作成し、届出時に提出すること。
9. 監理管理者を付随要する場合は、「適切な車両管理が出来ること」を証明する書類(「監理管理業務の実施計画」)を提示すること。

5. 整備管理者の職務権限

- ① 日常点検の実施方法を定めること
- ② 日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること
- ③ 定期点検を実施すること
- ④ 日常点検・定期点検のほか、随時必要な点検を実施すること
- ⑤ 日常点検・定期点検・随時必要な点検の結果、必要な整備を実施すること
- ⑥ 定期点検及び⑤の整備の実施計画を定めること
- ⑦ 点検整備記録簿その他の点検及び整備に関する記録簿を管理すること
- ⑧ 自動車車庫を管理すること
- ⑨ ①～⑧を処理するため、運転者、整備員その他の者を指導し、又は監督すること

〔根拠規定〕 道路運送車両法

第50条(整備管理者)

2 前項の規定により整備管理者を選任しなければならない者(以下「大型自動車使用者等」という。)は、整備管理者に対し、その職務の執行に必要な権限を与えなければならない。

〔根拠規定〕 道路運送車両法施行規則

第32条(整備管理者の権限等)

法第50条第2項の規定により整備管理者に与えなければならない権限は、次のとおりとする。

- (1) 法第47条の2第1項及び第2項に規定する日常点検の実施方法を定めること。
- (2) 前号の点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること。
- (3) 法第48条第1項に規定する定期点検を実施すること。
- (4) 第1号及び前号の点検のほか、随時必要な点検を実施すること。
- (5) 第1号、第3号又は前号の点検の結果必要な整備を実施すること。
- (6) 第3号の点検及び前号の整備の実施計画を定めること。
- (7) 法第49条第1項の点検整備記録簿その他の点検及び整備に関する記録簿を管理すること。
- (8) 自動車車庫を管理すること。
- (9) 前各号に掲げる事項を処理するため、運転者、整備員その他の者を指導し、又は監督すること。

その他、整備管理者は、以下に例を示すような能力を要求されます。

法令の理解能力	ア. 道路運送車両法、同法施行規則、道路運送車両の保安基準、道路運送法、貨物自動車運送事業法、同法輸送安全規則、旅客自動車運送事業運輸規則、自動車事故報告規則 等 イ. 諸通達
---------	--

管 理 能 力	ア. 日常点検の実施 イ. 定期点検の計画と実績の管理 ウ. 使用車両の把握と定期点検の他点検整備の計画と実績の管理 エ. 車検日時の計画と実績の管理 オ. 車庫の管理 カ. 作業の安全管理
事 務 能 力	ア. 臨時整備、路上故障対策の検討 イ. 点検整備記録簿等の処理 ウ. 使用車両の経済性の検討
指 導 能 力	ア. 運転者の指導 イ. 整備員の指導

6. 整備管理者の研修

① 選任前研修

近年、整備管理者に管理能力が求められているとともに、整備管理者になろうとする者は道路運送車両法等の関係法令の基礎的な知識を有していることが必要であることから、これらの知識・能力を備えさせることを目的としています。

一方、自動車整備士試験の合格者については、整備管理者の能力を有していると解されることから、選任前研修の修了の必要はないこととしました。

② 選任後研修 ※運送事業者は選任日の翌年度末までに受講させなければならない

整備管理者に選任された後の研修は、整備管理者の管理能力を維持・向上させるため、また、適切な点検・整備を行わせるために、非常に重要です。

また、近年の自動車技術の進歩や自動車を取り巻く環境の変化は、過去に例がないほど急速なものになっていること等から、それに対応した車両管理を行わせるために、研修の重要性はますます高まっています。

7. 整備管理者の補助者

整備管理者は、道路運送車両法第50条に基づき、同法施行規則第32条第1項各号に掲げる業務を、原則として自ら執行します。ただし、整備管理者が自ら業務を行うことができない場合は、運行可否の決定及び日常点検の実施の指導等、日常点検に係る業務に限って、規則第32条第2項に基づき、業務の執行にかかる基準を定め、これに基づき、あらかじめ選任された補助者を通じて業務を執行することができます。

この業務の執行に係る基準は、次の条件を満足するものであり、かつ、条件を満足していることが整備管理規程により担保されていることが必要となります。

- ①補助者は、整備管理者の資格要件を満足する者又は整備管理者が研修等を実施して十分な教育を行った者から選任すること。

I. 整備管理者の役割

- ② 補助者の氏名等及び補助する業務の範囲が明確であること。
- ③ 整備管理者が、補助者に対して下表に基づいて研修等の教育を行うこと。

教育をしなければならないとき	教育の内容
補助者を選任するとき	・ 整備管理規程の内容 ・ 整備管理者選任前研修の内容(整備管理者の資格要件を満足する者に対しては実施しなくてもよい。)
整備管理者選任後研修を受講したとき	・ 整備管理者選任後研修の内容(他の営業所において整備管理者として選任されている者に対しては実施しなくてもよい。)
整備管理規程を改正したとき	・ 改正後の整備管理規程の内容
行政から情報提供を受けたときその他必要なとき	・ 行政から提供された情報等必要な内容

- ④ 整備管理者が、業務の執行に必要な情報を、補助者にあらかじめ伝達しておくこと。
- ⑤ 整備管理者が、業務の執行結果について、補助者から報告を受け、また必要に応じて結果を記録・保存すること。

8. 整備管理者の外部委託

事業用自動車については、原則として整備管理者の外部委託は認められません。ただし、以下に示す条件をすべて満足する場合に限り、例外的に外部委託が認められます。

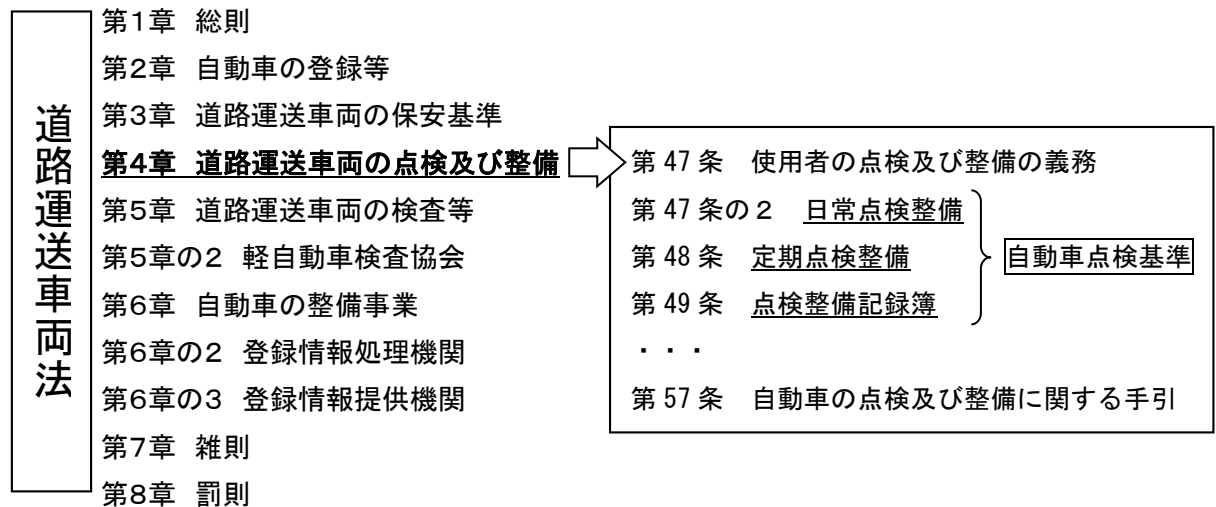
- ① 委託者及び受託者がグループ企業内であること。
- ② グループ企業が一体となって輸送の安全確保に取り組む体制を確保するため、安全管理規程及び整備管理規程その他必要な規程類について、次の条件を満たしていること。
 - i) グループ企業が共同で作成していること。
 - ii) 親会社と子会社の関係のみならず、子会社同士の関係においても親会社を介して判断基準を統一することを目的として、親会社が子会社に対し指揮、命令及び教育を行う旨が明記されていること。
 - iii) 整備管理者が委託者に対し財政面を含めた意見具申を直接行うことを目的として、定期(3か月に1回以上)に会議等を開催する旨が明記されていること。
- ③ 整備管理の適切な実施を担保するため、次の条件を満たしていること。
 - i) 外部委託をすることについて、受託者及び受託者の事業主又は事業場責任者が同意・承認していること。
 - ii) 整備管理者が他の業務又は役職を兼ねている場合、その兼職内容及び兼職に関わる事業所間の距離が、整備管理者の業務を行うに支障とならないこと。
- ④ 当該事業者が、過去2年間のうちに①～③の条件に違反したとして、整備管理者の選任義務違反とされたものでないこと。

II. 自動車の点検整備（日常点検・定期点検）の内容

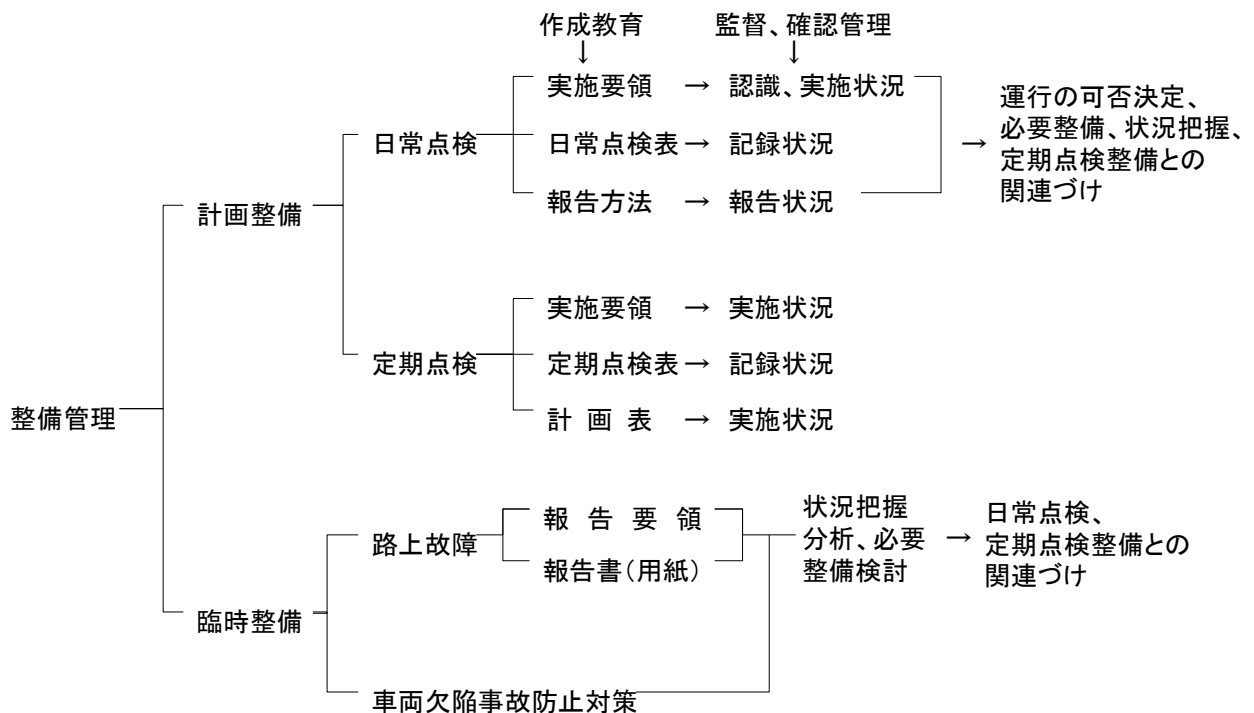
1. 点検・整備の義務、目的及び体系等

自動車の使用者は、道路運送車両法第47条の2の日常点検整備、及び第48条の定期点検整備とあわせ、自動車製作者等の提供する点検及び整備に関する情報等も参考として、自動車の使用状況に応じた点検整備を行うことにより、自動車を保安基準に適合するように維持する義務があります。

① 点検・整備の体系

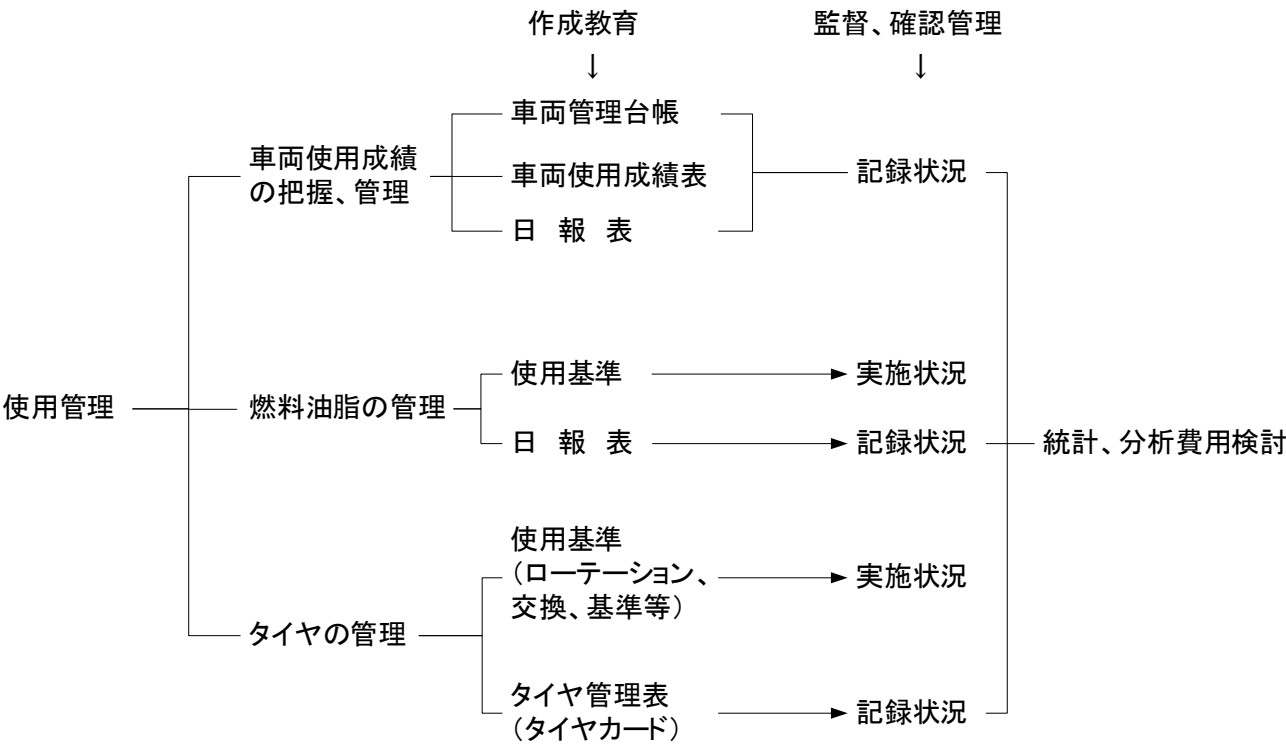


② 整備管理の体系



II. 自動車の点検整備(日常点検・定期点検)の内容

③ 使用管理の体系



2. 点検・整備の内容及び項目

日常点検整備及び定期点検整備の内容及び項目は自動車点検基準で定められています。

① 日常点検整備

事業用自動車、自家用貨物自動車等・・・	自動車点検基準	別表第1
自家用乗用自動車等	〃	別表第2

② 定期点検整備

事業用自動車等	自動車点検基準	別表第3
事業用自動車等(被けん引車)	〃	別表第4
自家用貨物自動車等	〃	別表第5
有償で貸し渡す自家用二輪自動車等 ..	〃	別表第5の2
自家用乗用自動車等	〃	別表第6
二輪自動車	〃	別表第7

3. 日常点検の方法

日常点検の内容及び項目は自動車点検基準で定められています。実施方法は、「自動車の点検及び整備に関する手引」等を参照してください。また、その他に、

- ・MY CAR HANDBOOK(日本自動車整備振興会連合会)
- ・事業用トラックの点検整備ハンドブック(全日本トラック協会)

等、日常点検の方法・要領が記載されたハンドブック類が配布又は販売されています。

II. 自動車の点検整備(日常点検・定期点検)の内容

〔根拠規定〕 道路運送車両法

第47条(使用者の点検及び整備の義務)

自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

第47条の2(日常点検整備)

自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

2 次条第1項第1号及び第2号に掲げる自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、前項の規定にかかわらず、1日1回、その運行の開始前において、同項の規定による点検をしなければならない。

4. 日常点検の実務

点検時の要点

① タイヤの空気圧

- ・ タイヤ・ゲージや点検ハンマーで空気圧をチェックする。空気圧はドアピラー部の標準空気圧プレートを見て調整する。

② タイヤの溝の深さ

- ・ タイヤのスリップサイン表示位置(▲位置)の摩耗限度表示を参考にする。なお、高速道路等を走行する場合は残り溝の深さの限度が異なる。

③ 冷却水量

- ・ 補給しても短時間で再び減少するときは、冷却システムからの水漏れのおそれがある。
- ・ ラジエーターキャップから冷却水を補給する時は、エンジンが冷えている状態で行う。

④ ブレーキ液量

- ・ ブレーキ液量が著しく減っているときは、配管からの漏れが考えられる。
- ・ ブレーキ液の点検及び補給時にゴミ、ホコリ並びに水分等の他の異物が入り込まないように注意する。

⑤ エンジン・オイル

- ・ 補給時は、オイル・レベル・ゲージの「MAX」の位置以上にエンジン・オイルを入れないように注意する。
- ・ オイルをこぼさないように注意する。万一こぼした場合にはきれいに清掃する。

⑥ バッテリー液量

- ・ 補充時は、「UPPER」レベルを超えないように注意する。

⑦ パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ

- ・ 引きしろのノッチ数(カチカチ音)は各自動車メーカーの取扱説明書を参照する。

⑧ ウインド・ウォッシャの液量・噴射状態

- ・ ウォッシャ液があるにもかかわらず噴射しない時は、ウォッシャ・ノズルの穴を細い針で清掃し、詰まりを取り除く。
- ・ ウォッシャ・タンク内が空のまま作動させるとモーターを破損するおそれがある。

II. 自動車の点検整備(日常点検・定期点検)の内容

〔根拠規定〕 自動車点検基準

第1条(日常点検基準)

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第47条の2第1項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

1 法第48条第1項第1号及び第2号に掲げる自動車 別表第1

別表第1（事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検基準）（第1条関係）

点検箇所	点検内容
ブレーキ	・ブレーキペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。 ・ブレーキの液量が適当であること。 ・空気圧力の上がり具合が不良でないこと。 ・ブレーキペダルを踏み込んで放した場合にブレーキバルブからの排気音が正常であること。 ・駐車ブレーキレバーの引きしろが適当であること。
タイヤ	・タイヤの空気圧が適当であること。 ・亀裂及び損傷がないこと。 ・異状な摩耗がないこと。 ・溝の深さが十分であること。(※1) ・ディスクホイールの取付状態が不良でないこと。(※2)
バッテリー	・液量が適当であること。(※1)
原動機	・冷却水の量が適当であること。(※1) ・ファンベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファンベルトに損傷がないこと。(※1) ・エンジンオイルの量が適当であること。(※1) ・原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。(※1) ・低速及び加速の状態が適当であること。(※1)
灯火装置及び方向指示器	・点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
ウインドウォッシャー及びワイパー	・ウインドウォッシャーの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。(※1) ・ワイパーの払拭状態が不良でないこと。(※1)
エアタンク	・エアタンクに凝水がないこと。
運行において異状が認められた箇所	・当該箇所に異状がないこと。

(注) 1 (※1)印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

2 (※2)印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

II. 自動車の点検整備(日常点検・定期点検)の内容

点検箇所		点検項目	点検の実施の方法
運行中の異状箇所		当該箇所の異状	○ 前日又は前回の運行中に異状を認めた箇所について、運行に支障がないかを点検します。
運転席での点検	ブレーキペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	○ エンジンをつけた状態でブレーキペダルをいっぱい踏み込んだとき、床板とのすき間(踏み残りしろ)や踏みごたえが適当であるかを点検します。(床板とのすき間が少なくなっているときや、踏みごたえが明らかに感じるときは、ブレーキ液の液漏れ、空気の混入によるブレーキのきき不良のおそれがあります。) ○ トラック・バスなどのエアブレーキが装着されている自動車にあっては、踏みしろの点検は不要です。なお、「車の周りからの点検」の欄を参照してください。
	駐車ブレーキレバー(パーキングブレーキレバー)	引きしろ(踏みしろ)	○ パーキングブレーキレバーをいっぱい引いた(踏んだ)とき、引きしろ(踏みしろ)が多すぎたり、少なすぎたりしないかを点検します。 ○ トラック、バスなどにおいて用いられるホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態、レバーを駐車位置まで引いたとき、レバーが固定され、空気の排出音が聞こえるかを点検します。
	原動機(エンジン)	※かかり具合、異音	○ エンジンが速やかに始動し、スムーズに回転するかを点検します。また、エンジン始動時及びアイドリング状態で、異音がないかを点検します。
		※低速、加速の状態	○ エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検します。 ○ エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検します。
	ウインドウォッシャ	※噴射状態	○ ウインド・ウォッシャ液の噴射の向き及び高さが適当かを点検します。
	ワイパー	※拭き取りの状態	○ ワイパーを作動させ、低速及び高速の各作動が不良でないかを点検します。 ○ きれいに拭き取れるかを点検します。
	◎空気圧力計	空気圧力の上がり具合	○ エンジンをかけて、空気圧力の上がり具合が極端に遅くないかを点検します。また、空気圧力が空気圧力計の表示に示された範囲にあるかを点検します。
	◎ブレーキバルブ	排気音	○ ブレーキペダルを踏み込んで放した場合に、ブレーキバルブからの排出音が正常であるかを点検します。
	ウインドウォッシャタンク	※液量	○ ウインドウォッシャ液の量が適当かを点検します。
エンジンルームの点検	ブレーキのリザーバタンク	液量	○ リザーバタンク内の液量が規定の範囲(MAX～MINなど)にあるかを点検します。
	バッテリー	※液量	○ バッテリー各槽の液量が規定の範囲(UPPER～LOWERなど)にあるかを車両を揺らすなどして点検します。
	ラジエータなどの冷却装置	※水量	○ リザーバタンク内の冷却水の量が規定の範囲(MAX～MINなど)にあるかを点検します。(冷却水の量が著しく減少しているときは、ラジエータ、ラジエータホースなどからの水漏れのおそれがあります。)
	潤滑装置	※エンジンオイルの量	○ エンジンオイルの量がオイルレベルゲージにより示された範囲内にあるかを点検します。
	△ファンベルト	※張り具合、損傷	○ ベルトの中央部を手で押し、ベルトが少したわむ程度であるかを点検します。 ○ ベルトに損傷がないかを点検します。

II. 自動車の点検整備(日常点検・定期点検)の内容

車の周りからの点検	灯火装置、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷	○ エンジンスイッチを入れ、前照灯、制動灯などの灯火装置の点灯具合や方向指示器の点滅具合が不良でないかを点検します。 ○ レンズや反射器に汚れや変色、損傷などがないかを点検します。
	タイヤ	空気圧	○ タイヤの接地部のたわみの状態により、空気圧が不足していないかを点検します。(扁平チューブレスタイヤなどのようにたわみの状態により空気圧不足が分かりにくいものや、長距離走行や高速走行を行う場合には、タイヤゲージを用いて点検します。)
		□取付けの状態	○ ディスクホイールの取付状態について、目視により次の点検を行います。 ・ ホイールナットの脱落、ホイールボルトの折損等の異状はないか。 ・ ホイールボルト付近にさび汁が出た痕跡はないか。 ・ ホイールナットから突出しているホイールボルトの長さに不揃いはないか。 ○ ディスクホイールの取付状態について、ホイールボルトの折損、ホイールナットの緩み等がないかを点検ハンマーなどを使用して点検します。(タイヤ交換の際には、ディスクホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後(一般的に50～100km走行後が最も望ましいとされています。)、トルクレンチを用いるなどにより規定トルク(自動車製作者が定めるトルク値をいう。)でホイールナットを締め付けます。この場合において、JIS方式のダブルタイヤの場合は、ホイールボルトの半数(1個おき)のアウトターナットを緩めて、インナーナットを締め付けます。次に、緩めたアウトターナットを締め付けます。その後、ホイールボルトの残りの半数のアウトターナット及びインナーナットについても同様の措置を講じます。
		亀裂、損傷	○ タイヤの全周に著しい亀裂や損傷がないかを点検します。また、タイヤの全周にわたり、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んでいないかを点検します。
		異状な摩耗	○ タイヤの接地面が異状に摩耗していないかを点検します。
		※溝の深さ	○ 溝の深さに不足がないかをウェアインジケータ(スリップサイン)などにより点検します。
	◎エアタンク	タンク内の凝水	○ ドレンコックを開いて、タンクに水がたまっていないかを点検します。
	◎(ブレーキペダル)	※(踏みしろ、ブレーキのきき)	○ トラック・バスなどのエアブレーキが装着されている自動車にあっては、運行状況により適切な時期にブレーキチャンバのロッドのストロークと、ブレーキドラムとライニングのすき間について、次の点検を行います。 ・ ブレーキドラムとライニングのすき間が手動調整方式のものにあっては、規定の空気圧の状態、ブレーキペダルを数回操作し、ブレーキシューを安定させた後、点検孔のあるものはシクネスゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスタにより、すき間を点検します。 ・ フルエアブレーキが装着されている自動車にあっては、規定の空気圧の状態、補助者にブレーキペダルをいっぱい踏み込ませ、ブレーキチャンバのロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。

注1 ※印の点検項目は、自動車の走行距離や運行時の状態などから判断した適切な時期に行えばよいものです。

注2 ◎印の点検箇所は、エアブレーキが装着されている場合に点検してください。

注3 △印の点検箇所は、「自家用乗用など」に分類される自動車にあっては、定期点検の際に実施するなどしてください。

注4 □印の点検項目は、「大型車」の場合に点検してください。

II. 自動車の点検整備(日常点検・定期点検)の内容

* 日報の裏面で活用可能

日常点検表

運行管理者 ㊞	整備管理者 ㊞
---------	---------

登録番号

点検実施者

年 月 日

点検箇所	点検内容	結 果
1 ブレーキ	1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。	良・否
	2 ブレーキの液量が適当であること。	良・否
	3 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。	良・否
	4 ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。	良・否
	5 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。	良・否
2 タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。	良・否
	2 亀裂及び損傷がないこと。	良・否
	3 異常な磨耗がないこと。	良・否
	(※1) 4 溝の深さが十分であること。	良・否
	(※2) 5 ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。	良・否
3 バッテリー	(※1) 液量が適当であること。	良・否
4 原動機	(※1) 1 冷却水の量が適当であること。	良・否
	(※1) 2 ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。	良・否
	(※1) 3 エンジン・オイルの量が適当であること。	良・否
	(※1) 4 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。	良・否
	(※1) 5 低速及び加速の状態が適当であること。	良・否
5 灯火装置及び 方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。	良・否
6 ウインド・ウォッ シャ及びワイパー	(※1) 1 ウインド・ウォッシャの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。	良・否
	(※1) 2 ワイパーの払拭状態が不良でないこと。	良・否
7 エア・タンク	エア・タンクに凝水がないこと。	良・否
8 運行において異状 が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。	良・否

(注) ① (※1) 印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

② (※2) 印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

II. 自動車の点検整備(日常点検・定期点検)の内容

5. 定期点検の方法

定期点検整備計画(実施)表等を作成し、計画的に定期点検を実施することが必要です。

実施したときには、その旨及び実施者等を記入し、実施状況を把握します。(電子的に管理する方法でもかまいません。)

事業用自動車の定期点検整備計画(実施)表 (例)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
品川〇〇あ1234	予定			○ ₈			◎ ₁₀			○ ₆			○ ₁₁	
	実績			8日	印		10日	印						
品川〇〇い5678	予定		○ ₁₀			◎ ₈			○ ₂₀			○ ₃		
	実績		12日	印		7日	印							
品川〇〇あ9876	予定		○ ₁₃			○ ₂₅			○ ₁₃			◎ ₁₅		
	実績		13日	印		25日	印							
品川〇〇い5432	予定	○ ₁₇			◎ ₁₂			○ ₂₀			○ ₁₉			
	実績	17日	印		15日	印		18日	印					
.	予定													
	実績													

記入要領 : 3月ごとの定期点検「○」 12月ごとの定期点検「◎」

印: 実施者の印(又はサイン等)

6. 定期点検の実務

自動車の区分によって定期点検の実施時期や検査証の有効期間が異なるので、個々の自動車ごとに把握しておく必要があります。

定期点検整備の実施にともなって、

- ・ タイヤのローテーション
- ・ 冷却水の交換
- ・ ブレーキ・オイルの交換
- ・ エンジン・オイル及びオイル・フィルタの交換
- ・ エア・クリーナ・エレメントの清掃あるいは交換
- ・ その他必要な箇所の点検整備等

についても計画的に実施することが望ましいです。

〔根拠規定〕 道路運送車両法

第48条(定期点検整備)

自動車(小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第1項及び第54条第4項において同じ。)の使用人は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

- (1) 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量8トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 3月
- (2) 道路運送法第78条第2号 に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)、同法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車(前号に掲

II. 自動車の点検整備(日常点検・定期点検)の内容

げる自家用自動車を除く。) 6月
(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車 1年

〔根拠規定〕 自動車点検基準

第2条(定期点検基準)

法第48条第1項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第48条第1項第1号に掲げる自動車(被牽引自動車を除く。) 別表第3
- (2) 法第48条第1項第1号に掲げる自動車(被牽引自動車に限る。) 別表第4
- (3) 法第48条第1項第2号に掲げる自動車(二輪自動車を除く。) 別表第5
- (4) 法第48条第1項第2号に掲げる自動車(二輪自動車に限る。) 別表第5の2
- (5) 法第48条第1項第3号に掲げる自動車(二輪自動車を除く。) 別表第6
- (6) 法第48条第1項第3号に掲げる自動車(二輪自動車に限る。) 別表第7

第3条

法第48条第1項第1号の国土交通省令で定める自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 車両総重量8トン以上の自家用自動車
- (2) 車両総重量8トン未満で乗車定員11人以上の自家用自動車
- (3) 次に掲げる自動車であって、道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項の規定により受けた許可に係る自家用自動車(前2号に掲げるもの及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。
 - イ 貨物の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車
 - ロ 専ら幼児の運送を目的とする普通自動車及び小型自動車
 - ハ 人の運送の用に供する三輪自動車
 - ニ 散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車
 - ホ 大型特殊自動車
 - ヘ 検査対象外軽自動車

2 法第48条第1項第2号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 法第61条第2項第2号に規定する自家用乗用自動車
- (2) 患者の輸送の用に供する車その他特種の用途に供する検査対象軽自動車(人の運送の用に供する三輪のものを除く。)

3 法第48条第1項第2号の国土交通省令で定める自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車(前項に規定するものを除く。)
- (2) 道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車
- (3) 貨物の運送の用に供する自家用普通自動車及び小型自動車

II. 自動車の点検整備(日常点検・定期点検)の内容

- (4) 専ら幼児の運送を目的とする自家用普通自動車及び小型自動車
- (5) 自家用三輪自動車
- (6) 広告宣伝用自動車その他特種の用途に供する自家用普通自動車及び小型自動車
(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)
- (7) 自家用大型特殊自動車
- (8) 自家用検査対象外軽自動車(二輪の軽自動車を除く。)

〔根拠規定〕 道路運送車両法

第49条(点検整備記録簿)

自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について前条の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 点検の年月日
- (2) 点検の結果
- (3) 整備の概要
- (4) 整備を完了した年月日
- (5) その他国土交通省令で定める事項

2 自動車(第58条第1項に規定する検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。以下この項において同じ。)の使用者は、当該自動車について特定整備(原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置、連結装置又は自動運行装置(第41条第2項に規定する自動運行装置をいう。第99条の3第1項第1号において同じ。))を取り外して行う自動車の整備又は改造その他のこれらの装置の作動に影響を及ぼすおそれがある整備又は改造(同号に掲げる行為を除く。)であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。)をしたときは、遅滞なく、前項の点検整備記録簿に同項第3号から第5号までに掲げる事項を記載しなければならない。ただし、前条第2項において準用する第47条の2第3項の規定による必要な整備として当該特定整備をしたとき及び第78条第4項に規定する自動車特定整備事業者が当該特定整備を実施したときは、この限りでない。

3 点検整備記録簿の保存期間は、国土交通省令で定める。

〔根拠規定〕 自動車点検基準

第4条(点検整備記録簿の記載事項等)

法第49条第1項第5号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 登録自動車にあつては自動車登録番号、法第60条第1項後段の車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号、その他の自動車にあつては車台番号
- (2) 点検又は特定整備時の総走行距離
- (3) 点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所(点検又は整備を実施した者が使用者と同一の者である場合にあっては、その者の氏名又は名称)

2 点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から、第2条第1号から第4号までに掲げる自動車にあつては1年間、同条第5号及び第6号に掲げる自動車にあつては2年間とする。

II. 自動車の点検整備(日常点検・定期点検)の内容

〔根拠規定〕 道路運送車両法施行規則

第3条(特定整備の定義)

法第49条第2項の特定整備とは、第1号から第7号までのいずれかに該当するもの(以下「分解整備」という。)又は第8号若しくは第9号に該当するもの(以下「電子制御装置整備」という。)をいう。

- (1) 原動機を取り外して行う自動車の整備又は改造
- (2) 動力伝達装置のクラッチ(二輪の小型自動車のクラッチを除く。)、トランスミッション、プロペラシャフト、デファレンシャル又はドライブシャフトを取り外して行う自動車の整備又は改造
- (3) 走行装置のフロントアクスル、前輪独立懸架装置(ストラットを除く。)又はリアアクスルシャフトを取り外して行う自動車(二輪の小型自動車を除く。)の整備又は改造
- (4) かじ取り装置のギヤボックス、リンク装置の連結部又はかじ取りホークを取り外して行う自動車の整備又は改造
- (5) 制動装置のマスタシリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキチャンバ、ブレーキドラム(二輪の小型自動車のブレーキドラムを除く。)若しくはディスクブレーキのキャリパを取り外し、又は二輪の小型自動車のブレーキライニングを交換するためにブレーキシューを取り外して行う自動車の整備又は改造
- (6) 緩衝装置のシャシばね(コイルばね及びトーションバースプリングを除く。)を取り外して行う自動車の整備又は改造
- (7) けん引自動車又は被けん引自動車の連結装置(トレーラヒッチ及びボールカップラを除く。)を取り外して行う自動車の整備又は改造
- (8) 次に掲げるもの(以下「運行補助装置」という。)の取り外し、取付位置若しくは取付角度の変更又は機能の調整を行う自動車の整備又は改造(かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれがあるものに限り、次号に掲げるものを除く。)
 - イ 自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサー
 - ロ イに規定するセンサーから送信された情報を処理するための電子計算機
 - ハ イに規定するセンサーが取り付けられた自動車の車体前部又は窓ガラス
- (9) 自動運行装置を取り外して行う自動車の整備又は改造その他の当該自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれがある自動車の整備又は改造

II. 自動車の点検整備(日常点検・定期点検)の内容

自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

点検区分等 対象車種			定期点検の間隔					検査証の有効期間		備考(主な車種等)	
			3 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月 ※5の2	1 年	1 年	初 回	2 回 目 以 降		
			別表3	別表4	別表5 ※5の2	別表6	別表7	回	降		
運送事業用	旅客	普通・小型	○					1年	←	バス、タクシー、ハイヤー	
		軽	○					2年	←	福祉タクシー	
	貨物	総重量8t以上	○					1年	←	貨物運送事業者のトラック	
		総重量8t以上トレーラ		○				1年	←		
		総重量8t未満	○					2年	1年		
		総重量8t未満トレーラ		○				2年	1年		
		軽				●		2年	←		
		二輪					●	3年	2年	バイク便	
	霊柩	定員11人以上	○					1年	←	バス型霊柩	
		その他	○					2年	←	宮型等通常型霊柩	
レンタカー	貨物	総重量8t以上	○					1年	←	トラック(三輪含む)	
		総重量8t以上トレーラ		○				1年	←		
		総重量8t未満	○					2年	1年		
		総重量8t未満トレーラ		○				2年	1年		
		軽			○			2年	←		
	定員11人以上	○					1年	←	マイクロバス、バス		
	幼児専用車	○					1年	←	園児送迎車		
	乗用	普通・小型			○			2年	1年	マイカー型	
		軽			○			2年	←		
		三輪	○					2年	1年		
	二輪	小型			○※			2年	1年	250ccを超えるバイク(側車付含む)	
		検査対象外軽			○※			—	—	126～250ccのバイク(側車付含む)	
	特種	普通・小型	○					2年	1年	キャンピングカー	
		貨物	総重量8t以上	○					1年	←	タンク車、冷蔵冷凍車
			総重量8t以上トレーラ		○				1年	←	
			総重量8t未満	○					2年	1年	
			総重量8t未満トレーラ		○				2年	1年	
	軽			○			2年	←			
	大特	総重量8t以上	○					2年	1年	ホイール・クレーン	
		総重量8t未満	○					2年	1年	フォーク・リフト	
		貨物	総重量8t以上	○					1年	←	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ
			総重量8t以上トレーラ		○				1年	←	
			総重量8t未満	○					2年	1年	
	総重量8t未満トレーラ		○				2年	1年			
	検査対象外軽	○					—	—	そり付き・カタピラ付き軽自動車		
	自家用自動車	貨物	総重量8t以上	○					1年	←	トラック(三輪含む)
総重量8t以上トレーラ				○				1年	←		
総重量8t未満					○			2年	1年		
総重量8t未満トレーラ					○			2年	1年		
軽						●		2年	←		
定員11人以上		○					1年	←	マイクロバス、バス		
幼児専用車				○			1年	←	園児送迎車		
乗用		普通・小型				●		3年	2年	マイカー型(一般の乗用車)	
		軽				●		3年	2年		
		三輪			○			2年	←		
二輪		小型					●	3年	2年	250ccを超えるバイク(側車付含む)	
		検査対象外軽					●	—	—	126～250ccのバイク(側車付含む)	
特種		普通	総重量8t以上	○					2年	←	キャンピングカー、消防車、教習車(乗用)
		小型	総重量8t未満			○			2年	←	
		貨物	総重量8t以上	○					1年	←	
			総重量8t以上トレーラ		○				2年	←	
			総重量8t未満			○			2年	1年	
総重量8t未満トレーラ				○			2年	1年			
軽					●		2年	←	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ		
大特		総重量8t以上	○					2年		←	
		総重量8t未満			○			2年		←	
		貨物	総重量8t以上	○						1年	←
			総重量8t以上トレーラ		○					1年	←
総重量8t未満					○			2年	1年		
総重量8t未満トレーラ				○			2年	1年			
検査対象外軽				○			—	—	そり付き・カタピラ付き軽自動車		

(注) 点検整備記録簿の保存期間は、●印:2年 ○印:1年

III. 路上車両故障等の発生状況とその防止対策

1. 車両故障の事例

① 種類の異なるナットを使用したことによる車輪脱落事故

故障箇所	車輪	事故の種類	車両故障
発生年月	平成16年3月	発生場所	北海道札幌市
車種区分	大型トラック	車両の年式	平成5年式
総走行距離	368, 000km	損害の程度	物損
事故概要	当該運転者は、走行中突然車両の左後部より異音とともに車体後部を引きずる音がしたので、車両を停止したところ、左後輪のハブボルトすべてが折損し、外側タイヤが脱輪、さらに内側タイヤもパンクし運行不能となった。		
推定原因	スチールホイールからアルミホイールに交換した際に、本来ならばアルミホイール用ナットを使用するところを、スチールホイール用ナットを使用したことから、ホイールナットの緩みと同様な現象が生じ、折損につながったと考えられる。		

ホイールボルト、ナットの識別表示について

JIS方式(6穴・8穴 球面座)

(2007年生産車から)

ボルト

右ねじ用
スチール用

右ねじ用
スチール用
右ねじの例

アウターナット

右ねじ用

スチール/アルミ共用
スチール/アルミ共用
右ねじの例

インナーナット

左ねじ用 アルミ用

アルミ用
左ねじの例

アルミ→スチール変換用ナット

スチール用

アルミ→スチール
変換サービス用
インナーナット

アルミ→スチール
変換サービス用インナーナット
右ねじの例

新・ISO方式(8穴・10穴 平面座)

(2010年生産車から)

ボルト

右ねじ

スチール用 アルミ用

識別表示

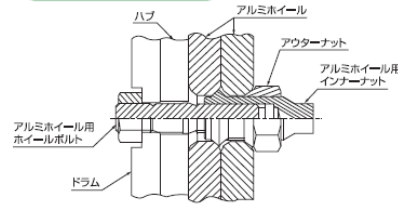
ねじの方向	右ねじ	R
	左ねじ	L
ホイールの種類	スチール用	ST
	アルミ用	AL
	共用	S・A

III. 路上車両故障等の発生状況とその防止対策

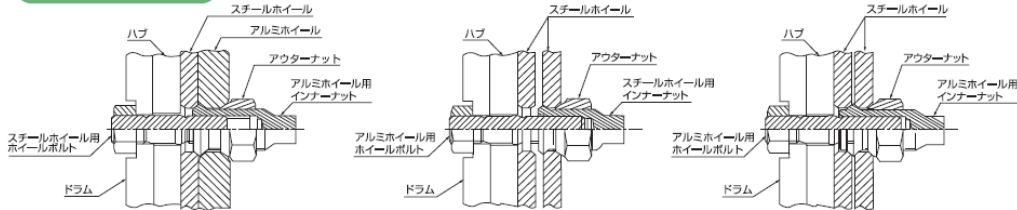
※スチールホイール、アルミホイールの混用は行わないでください。

ホイール	スチールからアルミに履き替え	アルミからスチールに履き替え
(ダブルタイヤ)	ホイールボルト、インナーナットをアルミ用に交換	ホイールボルト、インナーナットをスチール用に交換

正しい組合せ



誤った組合せ例



- 例1** アルミホイールとスチールホイールの組み合わせ
例2 アルミホイール用ホイールボルトとスチールホイール用インナーナットの組み合わせ
例3 アルミホイール用ホイールボルトとスチールホイールの組み合わせ

② 整備不良(放置)による車輪脱落事故

故障箇所	車輪	事故の種類	車両故障
発生年月	平成16年2月	発生場所	北海道江差町
車種区分	大型ダンプ	車両の年式	平成6年式
総走行距離	334, 893km	損害の程度	死亡事故
事故概要	当該運転者が運転する大型ダンプの左後輪2軸の前側のタイヤが外れ、歩道を歩いていた2名の歩行者にタイヤが直撃し、3歳の幼児が亡くなり、その祖母も足に軽傷を負った。		
推定原因	当該車両の車輪を固定する8本のハブボルトのうち1本が破損していることに気付いたが、適切に修理せず約2か月にわたって使用していたため、残りのボルトも荷重に耐えきれずに破損したと考えられる。		

③ 車両火災事例の推定原因

比較的多くの火災が報告されている装置(独立行政法人交通安全研究所まとめ)

	出火場所	出火に至る状況	推定原因
原動機	スターター又はその配線	スターター又はその配線の加熱	保守点検ミス、整備作業ミス
	エンジン付近	エンジンオイル漏れ	保守点検ミス(メンテナンス不良)
電気装置	改造部品の配線	ショートなど電気関係不具合	改造部品の配線配索不良
制動装置	タイヤ・ブレーキ付近	タイヤ・ブレーキ加熱	ブレーキブースター・バルブ類の整備作業ミス ブレーキペダル整備点検不十分
走行装置	タイヤ・ブレーキ付近	タイヤ・ブレーキ加熱	ハブベアリングまわり整備作業ミス

(参考) タイヤの点検について

事業用普通自動車タイヤの点検項目等は、自動車点検基準等において、日常点検及び定期点検について下記のとおり定められています。

<日常点検>

(1) タイヤの空気圧が適当であること

タイヤの接地部のたわみの状態により、空気圧が不足していないかを点検する。

(扁平チューブレス・タイヤなどのようにたわみの状態により空気圧不足がわかりにくいものや、長距離走行や高速走行を行う場合には、タイヤ・ゲージを用いて点検する。)

(2) 亀(き)裂及び損傷がないこと

タイヤの全周に著しい亀裂や損傷がないかを点検する。また、タイヤの全周にわたり、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないかを点検する。

(3) 異状な摩耗がないこと

タイヤの接地面が異状に摩耗していないかを点検する。

(4) 溝の深さが十分であること(※走行距離、運行時の状態から判断した適切な時期に行うことで足りる。)

溝の深さに不足がないかをウェア・インジケータ(スリップ・サイン)などにより点検する。

<定期点検(3月点検)>

(1) タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検する。必要がある場合にはスペア・タイヤについても点検する。

(2) タイヤの全周にわたり、亀裂や損傷がないか、釘、石及びその他の異物が刺さっていたり、かみ込んだりしていないか、かつ、偏摩耗などの異常な摩耗がないかを目視などにより点検する。

(3) タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケータ(スリップ・サイン)の表示により点検するか、又はタイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをデプス・ゲージなどにより点検する。

防ごう大型車の車輪脱落事故

お

おとさぬ
ための
点検整備

事前の正しい点検が大きな
事故を未然に防ぐ唯一かつ
最善の手段です。

だめだよ

メンテしなくても
大丈夫です!!
がんばります!!



と

トルクレンチで
適正締付

適正なトルクレンチによる
規定トルクの締め付け、
タイヤ交換後の増し締めの実施。



手トルクレンチで



さ

さびたナットは
清掃・交換

ディスクホイール取付面、
ホイールナット当たり面、
ハブの取付面、ホイールボルト、
ナットの錆やゴミ、追加
塗装などを取り除きます。

まだ使える!!



もう
あぶない
ですよ

な

ナット・ワッシャー
隙間に給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部と、
ナットとワッシャーもすき間にエンジンオイル
など指定の潤滑油を薄く塗布し、
回転させて油をなじませてください。



オイルぬって
くださる



はいよ

い

いちにち一度は
ゆるみの点検

運行前に特に脱落が多い
左後輪を中心に、ボルト、ナットを
目で見て手で触るなどして点検します。

しまっ
ていこう



©くまね工房



詳しい情報は日本自動車工業会ホームページへ
http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/

国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDTトラック) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自動車用自動車協会 日本自動車整備協会 日本自動車整備協会連合会 日本自動車整備協会連合会 全国タイヤ工務店同業組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工業協会 日本自動車機械工業協会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、[車載の「取扱説明書」]や[本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ5つのポイント」]、
[下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」]などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。



ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、
スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの 潤滑について

ISO方式

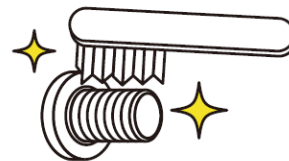
ホイールボルト、ナットのねじ
部と、ナットとワッシャーとの
すき間にエンジンオイルなど
指定の潤滑剤を薄く塗り、
回転させて油をなじませ
ます。ワッシャーがスムーズに
回転するか点検し、スムーズ
に回転しない場合はナットを
交換してください。ナットの
座面(ディスクホイールとの
当たり面)には塗りしないで
ください。



ナットとワッシャー
との隙間への注油も
忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイール ボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、
ホイールナット当たり面、ハブ
取付面(ISO方式では、ハブ
のはめ合い部も)、ホイール
ボルト、ナットの錆やゴミ、泥、
追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット
締め付け時の
注意点だよ!



ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。
また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズと ボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの 履き替え	ボルト交換
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの 締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください。

http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/



2. 自動車事故報告について

自動車運送事業者、整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者等は、その使用する自動車が「自動車事故報告規則第2条」に規定する事故を引き起こした場合は、有責・無責にかかわらず、事故発生日から30日以内に自動車事故報告書を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長を経由して国土交通大臣に報告しなければなりません。

〔根拠規定〕 自動車事故報告規則

第2条(定義)

この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

- (1) 自動車が転覆し、転落し、火災(積載物品の火災を含む。以下同じ。)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。以下同じ。)と衝突し、若しくは接触したもの
- (2) 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- (3) 死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第286号)第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。以下同じ。)を生じたもの
- (4) 10人以上の負傷者を生じたもの
- (5) 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの
 - イ 消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定する危険物
 - ロ 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項に規定する火薬類
 - ハ 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条に規定する高圧ガス
 - ニ 原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
 - ホ 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号)第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物又は同条第5項に規定する放射線発生装置から発生した同条第1項に規定する放射線によって汚染された物
 - ヘ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)別表第2に掲げる毒物又は劇物
 - ト 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物
- (6) 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- (7) 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの
- (8) 酒気帯び運転(道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条第1項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。)(特定自動運行旅客運送(道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第6条第1項第9号に規定する特定自動運行旅客運送をいう。以下この号において同じ。))又は特定自動運行貨物運送(貨物自動車運送事業法施行規則(平成2年運輸省令第21号)第3条第3号の3に規定する特定自動運行貨物運送をいう。以下この号において同じ。))を行う場合にあっては、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第15条の2第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号)第3条第1項に規定する特定自動運行保安員(以下「特定自動運行保安

III. 路上車両故障等の発生状況とその防止対策

員」という。)が酒気を帯びて特定自動運行用自動車(同法第75条の12第2項第2号イに規定する特定自動運行用自動車をいう。以下この号において同じ。)の運行の業務に従事する行為。第4条第1項第5号において同じ。)、無免許運転(同法第64条の規定に違反する行為をいう。)、大型自動車等無資格運転(同法第85条第5項から第9項までの規定に違反する行為をいう。))又は麻薬等運転(同法第117条の2第1項第3号の罪に当たる行為をいう。))(特定自動運行旅客運送又は特定自動運行貨物運送を行う場合にあっては、特定自動運行保安員が麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又は毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第3条の3の規定に基づく政令で定める物の影響により正常な業務ができないおそれがある状態で特定自動運行用自動車の運行の業務に従事する行為)を伴うもの

- (9) 運転者又は特定自動運行保安員の疾病により、事業用自動車の運行を継続することができなくなったもの
- (10) 救護義務違反(道路交通法第117条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。)があったもの
- (11) 自動車の装置(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第41条第1項各号に掲げる装置をいう。)の故障(以下単に「故障」という。)により、自動車が運行できなくなったもの
- (12) 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの(故障によるものに限る。)
- (13) 橋脚、架線その他の鉄道施設(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項に規定する鉄道施設をいい、軌道法(大正10年法律第76号)による軌道施設を含む。)を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
- (14) 高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道をいう。))又は自動車専用道路(道路法(昭和27年法律第180号)第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。))において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの
- (15) 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣(主として指定都道府県等(道路運送法施行令(昭和26年政令第250号)第4条第1項の指定都道府県等をいう。以下同じ。))の区域内において行われる自家用有償旅客運送に係るものの場合にあっては、当該指定都道府県等の長)が特に必要と認めて報告を指示したもの

第3条(報告書の提出)

旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第50条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者(以下「事業者等」という。)は、その使用する自動車(自家用自動車(自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。))にあっては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。)について前条各号の事故があった場合には、当該事故があった日(前条第10号に掲げる事故にあっては事業者等が当該救護義務違反があったことを知った日、同条第15号に掲げる事故にあっては当該指示があった日)から30日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書(別記様式による。以下「報告書」という。)3通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長(以下「運輸監理部長又は運輸支局長」という。)を経由して、国土交通大臣に提出しなければ

III. 路上車両故障等の発生状況とその防止対策

ならない。

第4条(速報)

事業者等は、その使用する自動車(自家用自動車(自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。))にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。)について、次の各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、前条第1項の規定によるほか、電話その他適当な方法により、24時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

- (1) 第2条第1号に該当する事故(旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者(以下「旅客自動車運送事業者等」という。))が使用する自動車を引き起こしたものに限る。)
- (2) 第2条第3号に該当する事故であつて次に掲げるもの
 - イ 2人(旅客自動車運送事業者等が使用する自動車を引き起こした事故にあつては、1人)以上の死者を生じたもの
 - ロ 5人以上の重傷者を生じたもの
 - ハ 旅客に1人以上の重傷者を生じたもの
- (3) 第2条第4号に該当する事故
- (4) 第2条第5号に該当する事故(自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限る。)
- (5) 第2条第8号に該当する事故(酒気帯び運転があつたものに限る。)

〔根拠規定〕 自動車事故報告書等の取扱要領

2 規則第2条第11号の「自動車の装置の故障(以下単に「故障」という。)により、自動車が運行できなくなったもの」とは、次に掲げるものをいう。

- イ. 装置の不具合により自動車の運行を中止したものであつて、運行を再開することができなかったもの
- ロ. 装置の不具合により自動車の運行を中止したものであつて、乗務員以外の者の修理等により運行を再開したもの

〔根拠規定〕 道路運送車両法

第41条(自動車の装置)

自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

- (1) 原動機及び動力伝達装置
- (2) 車輪及び車軸、そりその他の走行装置
- (3) 操縦装置
- (4) 制動装置
- (5) ばねその他の緩衝装置
- (6) 燃料装置及び電気装置
- (7) 車枠及び車体

- (8) 連結装置
- (9) 乗車装置及び物品積載装置
- (10) 前面ガラスその他の窓ガラス
- (11) 消音器その他の騒音防止装置
- (12) ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置
- (13) 前照灯、番号灯、尾灯、制動灯、車幅灯その他の灯火装置及び反射器
- (14) 警音器その他の警報装置
- (15) 方向指示器その他の指示装置
- (16) 後写鏡、窓ふき器その他の視野を確保する装置
- (17) 速度計、走行距離計その他の計器
- (18) 消火器その他の防火装置
- (19) 内圧容器及びその附属装置
- (20) 自動運行装置
- (21) その他政令で定める特に必要な自動車の装置

2 前項第20号の「自動運行装置」とは、プログラム(電子計算機(入出力装置を含む。この項及び第99条の3第1項第1号を除き、以下同じ。))に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)により自動的に自動車を運行させるために必要な、自動車の運行時の状態及び周囲の状況を検知するためのセンサー並びに当該センサーから送信された情報を処理するための電子計算機及びプログラムを主たる構成要素とする装置であって、当該装置ごとに国土交通大臣が付する条件で使用者の場合において、自動車を運行する者の操縦に係る認知、予測、判断及び操作に係る能力の全部を代替する機能を有し、かつ、当該機能の作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置を備えるものをいう。

III. 路上車両故障等の発生状況とその防止対策

別記様式（第3条関係）

（表）

自 動 車 事 故 報 告 書							
国土交通大臣 殿 自動車の使用者の氏名又は名称 住 所 電話番号 年 月 日 提出							
☆発生日時	年	月	日	時	分	☆路線名 又は 道路名 道 線	
天 候	1 晴れ	2 曇	3 雨	4 雪	5 霧		6 その他
☆発生場所	都道 府県	区市 郡	区町 村	番地			
☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置						☆自動車登録番号 又は車両番号	
☆当時の状況							
☆◆現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。）							
☆当時の処置							
☆事故の原因							
☆再発防止 対 策							
※備 考							

（日本工業規格A列4番）

III. 路上車両故障等の発生状況とその防止対策

[illegible]

III. 路上車両故障等の発生状況とその防止対策

別表3 車両故障事故報告書添付票

自動車検査証の有効期間		令和 年 月 日まで	
使用開始後の総走行距離		k m	
最近における 大規模な改造	内容		
	施行期日	年 月 日	
	施行者		
破損又は脱落部品名			
同上部品の名称		☐ 前 ☐ 後 ☐ 左 ☐ 右	
当該部品を取付てから 事故発生までの走行キロ		k m	
当該部品を含む装置の 整備及び改造の状況		令和 年 月 日	
		令和 年 月 日	
		令和 年 月 日	
破損又は脱落の状況 (略図又は写真)			
当該部品の製作者（不明の場合は 販売者）の氏名又は名称及び住所			
疲労又は急進破壊の別			
材質、加工、設計等に対する意見			

III. 路上車両故障等の発生状況とその防止対策

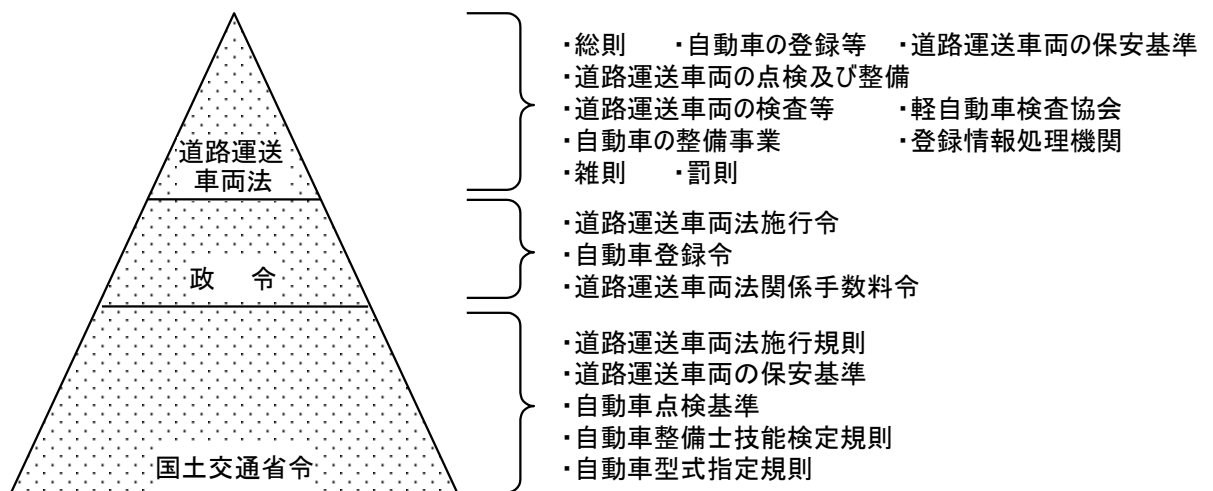
事故発生	→	事故速報 様式を メール送付	hkt-hokkaido-zh@ki.mlit.go.jp	→	電話 連絡	平日 勤務時間中	札幌運輸支局 011-731-7168
						休日 夜間	函館運輸支局 0138-49-8864 室蘭運輸支局 0143-44-3013 帯広運輸支局 0155-33-3282 釧路運輸支局 0154-51-2523 北見運輸支局 0157-24-7633 旭川運輸支局 0166-51-5363 北海道運輸局 080-1971-6711
〔自動車事故速報〕 (第 報)							
北海道 運輸局長 殿 運輸支局長 殿			発信者： TEL： 令和 年 月 日 時 分				
日時	令和 年 月 日 () 時 分					天候：	道路名：
場所							
種類	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	転覆	転落	路外逸脱	火災	踏切	衝突	死傷
損害	死者： 人		重傷者： 人		軽傷者： 人		車両損害： 破 ()
事故当事者 (第 当)	事業者名 (運転者)		業 態 等		車名	型式	形状
	登録番号		運転者		年齢	才	定員・積載量
	運転者名：		経験		年	最大：	当時：
事故当事者 (第 当)	事業者名 (運転者)		業 態 等		車名	型式	形状
	登録番号		運転者		年齢	才	定員・積載量
	運転者名：		経験		年	最大：	当時：
道 路	幅員	勾 配	直・曲の別		路面の状況		車両制限令の指定
	m	☐ 平坦 ☐ 上り ☐ 下り	☐ 直線 ☐ 右曲 ☐ 左曲 ☐ 交差	☐ 乾燥 ☐ 湿潤 ☐ 凍結	☐ 積雪 (cm)		☐ 有 ☐ 無
転 落	☐ 追越 ☐ 行為 ☐ 待避 ☐ 単独				☐ 正立 ☐ 横転 (乗降口： ☐ 上 ☐ 下) ☐ 逆転		
	落差	m	場所：	水深：	m	傾斜：	度
踏 切	種別：第 種	幅員：	m	見通し：	m	勾配：	制限等：
一般事項	危険認知速度：		km/h	当該道路の制限速度：		km/h	危険認知距離：
事業者	所在地：				営業所	営業所名：	
	代表者：					配置車両数：	
事故状況 (多重衝突事故等の場合は、現場略図等を別紙に記載すること。)							
デジタコ： ☐ 有 ☐ 無 / ドラレコ： ☐ 有 ☐ 無 / 衝突被害軽減ブレーキ等： ☐ 有 ☐ 無							
指示事項	推定原因						
	備 考						

IV. 車両管理上必要な関係法令

1. 道路運送車両法の目的・体系

道路運送車両法の目的

この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。



2. 車両管理上必要な法、施行令、施行規則、基準等

① 道路運送車両法

	車 両 法	省 令	関係告示・通達
登録関係	第2条(定義)	施行規則第1条(原動機付自転車の範囲及び種別)	
	第3条(自動車の種別)	施行規則第2条(自動車の種別)別表第1	
	第11条(自動車登録番号標の封印等)	施行規則第7条(自動車登録番号標の取付け) 施行規則第8条(封印) 登録規則第13条(自動車登録番号)別表第1、第2、第3 登録令第40条(変更登録)	
	第12条(変更登録)		
	第13条(移転登録)		
	第14条(自動車登録番号の変更)		
	第19条(自動車登録番号標の表示の義務)	施行規則第8条の2(自動車登録番号標の表示)	
	第28条の3(封印の取付けの委託)	施行規則第13条(封印取付受託者の要件)	
	第29条(車台番号等の打刻)	施行規則第27条(打刻の届出) 施行規則第30条(国土交通大臣の指定)	

Ⅳ. 車両管理上必要な関係法令

	第32条(職権による打刻等) 第34条(臨時運行の許可) 第35条(許可基準等) 第36条(臨時運行許可番号標表示等の義務) 第36条の2(回送運行の許可)	施行規則第20条(臨時運行の許可) 施行規則第23条(臨時運行許可証の表示) 施行規則第26条の2(許可基準) 施行規則第36条の17(検査対象軽自動車の車両番号)	S36. 11. 25自車第880号「自動車検査業務等実施要領」(第2章 職権による打刻等)
保安基準関係	第40条(自動車の構造) 第41条(自動車の装置) 第42条(乗車定員又は最大積載量) 第43条(自動車の保安上の技術基準についての制限の付加) 第44条(原動機付自転車の構造及び装置) 第45条(軽車両の構造及び装置) 第46条(保安基準の原則)	保安基準第2章 保安基準第3章 保安基準第4章	S36. 11. 25自車第880号「自動車検査業務等実施要領」他通達(検査関係参照)
点検整備関係	第47条(使用者の点検及び整備の義務) 第47条の2(日常点検整備) 第48条(定期点検整備) 第49条(点検整備記録簿) 第50条(整備管理者) 第52条(選任届) 第53条(解任命令) 第54条(整備命令等) 第54条の2 第55条(自動車整備士の技能検定)	点検基準第1条(日常点検基準)別表第1、第2 点検基準第2条(定期点検基準)別表第3～第7 施行規則第3条(特定整備の定義) 施行規則第39条(点検整備記録簿の提示) 点検基準第4条(点検整備記録簿の記載事項等) 施行規則第31条の3(整備管理者の選任) 施行規則第31条の4(整備管理者の資格) 施行規則第32条(整備管理者の権限等) 施行規則第33条(整備管理者の選任届) 施行規則第70条(届出) 施行規則第52条(自動車検査証等の提示の命令) 点検基準第5条(点検等の勧告に係る基準) 検定規則第2条(自動車整備士の種類) 検定規則第3条(技能検定の種類) 検定規則第17条～第19条(1級～3級の受験資格)	H7. 3. 27自技第44号・自整第60号「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行について」 平成19年国土交通省告示第317号「自動車の点検及び整備に関する手引」 S63. 11. 16北北整第274号「液化石油ガス(LPガス)を燃料とする自動車の構造基準について」

Ⅳ. 車両管理上必要な関係法令

	第56条(自動車車庫に関する勧告) 第57条(自動車の点検及び整備に関する手引) 第57条の2(自動車の点検及び整備に関する情報の提供)	点検基準第6条(自動車車庫の基準) 点検基準第7条(自動車の点検及び整備に関する情報)	平成19年国土交通省告示第317号「自動車の点検及び整備に関する手引」
検査関係	第58条(自動車の検査及び自動車検査証) 第58条の2(検査の実施の方法) 第59条(新規検査) 第61条(自動車検査証の有効期間) 第62条(継続検査) 第66条(自動車検査証の備付け等) 第67条(自動車検査証記載事項の変更及び構造等変更検査) 第69条(自動車検査証の返納等) 第70条(再交付) 第71条の2(限定自動車検査証等) 第73条(車両番号標の表示の義務等) 第74条の3(軽自動車検査協会の検査等) 第75条(自動車の指定) 第94条の5(保安基準適合証等) 第94条の5の2(限定保安基準適合証) 第97条の2(自動車税種別割、軽自動車税種別割) 第98条(不正使用等の禁止)	施行規則第35条の2(検査対象外軽自動車) 施行規則第35条の3(自動車検査証の記載事項) 施行規則第35条の6(検査の実施の方法)別表第2 施行規則第37条(法第61条第1項及び第2項第1号の国土交通省令で定める自家用自動車) 施行規則第44条(自動車検査証等の有効期間の起算日) 施行規則第39条(点検整備記録簿の提示) 施行規則第37条の3(検査標章) 施行規則第37条の4(保安基準適合標章の表示) 施行規則第38条(自動車検査証の変更記録の申請等) 施行規則第39条の2(限定自動車検査証等の返納) 施行規則第40条(自動車検査証保管証明書の交付等) 施行規則第41条の2(検査標章の再交付) 施行規則第43条の2(構造等に関する事項) 施行規則第43条の7(検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の車両番号標の表示) 施行規則第46条(軽自動車検査協会の事務所の管轄区域)	S38. 10. 7自車第810号「自動車納税証明書等の取扱いについて」 S36. 11. 25自車第880号「自動車検査業務等の実施要領」 H7. 11. 16自技第234号・自整第262号「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時における取扱いについて」 H7. 11. 16自技第235号「上記の細部取扱いについて」 S50. 11. 5自車第747号 H1.2. 10地技第23号 H8. 9. 30自技第159号「軽自動車の改造について」
その他	第99条の2(不正改造等の禁止)		

Ⅳ. 車両管理上必要な関係法令

② その他関係法令

道 路 運 送 法		省 令	関係告示・通達
車 両 関 係	第22条(輸送の安全性の向上) 第27条(輸送の安全等)	運輸規則第45条(点検整備等) 運輸規則第46条(整備管理者の研修) 運輸規則第47条(点検施設等)	
	第29条(事故の報告) 第35条(事業の管理の受委託) 第79条の10(事故の報告) 第94条(報告、検査及び調査) 第95条(自動車に関する表示)	事故報告規則 事故報告規則 旅客自動車運送事業等報告規則 貨物自動車運送事業報告規則 運送法施行規則第65条(自動車に関する表示)	
貨物自動車運送事業法		省 令	関係告示・通達
車 両 関 係	第13条(輸送の安全性の向上) 第15条(輸送の安全)	安全規則第3条の3(点検整備) 安全規則第3条の4(点検等のための施設) 安全規則第3条の5(整備管理者の研修)	
	第23条(事故の報告) 第29条(輸送の安全に関する業務の管理の受委託) 第60条(報告の徴収及び立入検査)	事故報告規則 貨物自動車運送事業報告規則	
道 路 交 通 法		省 令	関係告示・通達
車 両 関 係	第62条(整備不良車両の運転の禁止) 第63条(車両の検査等) 第63条の2(運行記録計による記録等)		S35. 12. 19自車第975号・警察庁丙交発第51号「故障車両の整備確認の手続等に関する命令の運用等について」

施 行 規 則：道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）
 登 録 令：自動車登録令（昭和26年政令第256号）
 登 録 規 則：自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）
 保 安 基 準：道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
 点 検 基 準：自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）
 検 定 規 則：自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）
 事 故 報 告 規 則：自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）
 運 送 法 施 行 規 則：道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）
 運 輸 規 則：旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）
 安 全 規 則：貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）

V. 車両管理の内容

1. 車両管理の義務及び目的

自動車の使用者は、経済的な運用、車両欠陥による事故防止、整備不良に伴う排気ガス・騒音等の公害防止等のためにも車両を管理することが必要である。

これら自動車の保安確保、公害防止対策としての整備管理と経済的な運用をするための使用管理を合理的に行うことを車両管理という。

2. 車両管理の内容と実務

① 燃費の管理

- ・ エア・クリーナの清掃や、エンジンオイルの汚れ・油量等、燃費を悪くしないための点検を実施する。
- ・ 無駄なアイドリングの停止、経済速度での走行、急発進・急加速をさせない等のエコドライブテクニックを運転者に指導する。

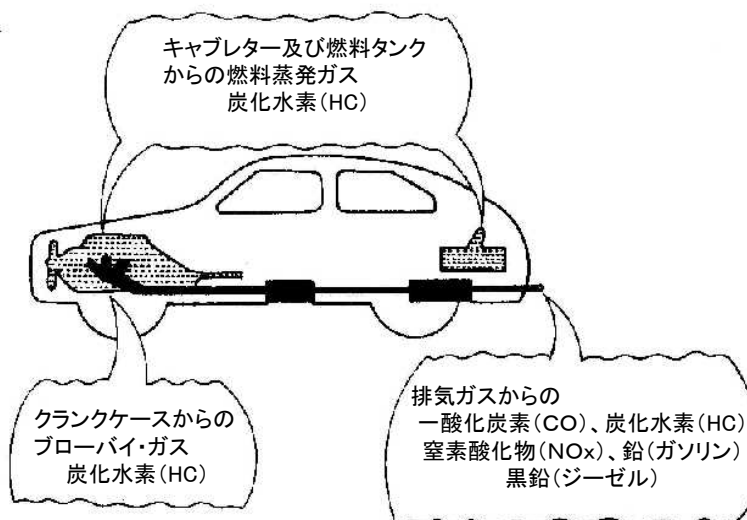
② 油脂の管理

- ・ オイルは使用目的に応じたものを選定する。

③ タイヤの管理

- ・ 選定基準、使用基準を定めて適切に行うこと。特に、当該自動車に使用できるタイヤのサイズ、空気圧、摩耗限度等を把握しておくこと。

参考1：自動車排出ガス



- (注) 1. 燃料蒸発ガスは、キャブレター、燃料タンク等から燃料が蒸発して排出されるガス。
 2. ブローバイ・ガスは、ピストンとシリンダーのすき間から、クランクケース内に吹き抜ける空気と燃料の混合した未燃焼ガス。

参考2: 大気汚染物質の性状

物質	性質	主な発生源	人体への影響
CO	・無色、無臭の気体 ・水に溶けにくい ・空気に対する比重 0.967	・自動車(特にアイドリング時に多く排出される)	・血液中のヘモグロビンと結合して一酸化炭素ヘモグロビン(CO-Hb)となる ・CO-Hb 濃度が 20%で頭痛、めまいがし、60%以上で意識喪失、放置すれば死亡
HC	・炭素(C)と水素(H)だけからなる有機化合物の総称	・自動車及び各種燃焼施設	・濃度が高くなると粘膜を刺激し、組織を破壊する ・活性 HC (オレフィン系、芳香族系)は NO_xと反応し光化学スモッグの原因
NO _x	・排気ガス中の NO_x の大部分は NO と NO₂ ・NO は徐々に酸化されて NO₂となる	・自動車、化学工場から発生するガス及び各種燃焼施設	・NO はヘモグロビンと結合しやすく、酸素欠乏症、中枢神経機能の減退を生ずる ・NO₂ は鼻、のどを刺激し、濃度が高くなれば死亡 ・いずれも光化学スモッグの主原因
SO ₂	・無色、刺激性のある気体 ・水に溶けやすい ・空気に対する比重 2.264	・工場の排煙、ビルの暖房など石炭、石油の燃焼	・6～12ppm で鼻、のどに急激な刺激 ・高濃度になるとけいれん性のせき、気管支炎などを起こす
オキシダント	・大部分は O₃(オゾン) ・O₃ は無色の生臭い気体で空気に対する比重 1.72	・NO_xと活性HCが光化学変化を受けて発生	・0.15ppm で目、のどを刺激、4ppm で頭痛などを起こし、10ppm 以上で小動物は死亡
浮遊微粒子	・無機化合物、植物性、有機物、バクテリアなどの混合物 ・凝集しやすく、空気中で帯電して物体に吸着しやすい	・各種燃焼施設 ・排塵作業 ・自動車(ディーゼル黒煙)	・じん肺や粘膜疾患など主として呼吸器系を侵す
Pb	・酸素、ハロゲン、硫黄などと化合しやすい	・自動車 ・塗料、印刷工場などの排出ガス	・通常でも平均 0.3mg/日を飲食物から体内に入れているが多量(6～10mg/日)に摂ると危険 ・鉛中毒は消化器系の障害から始まり、筋肉、神経、脳の障害を起こす

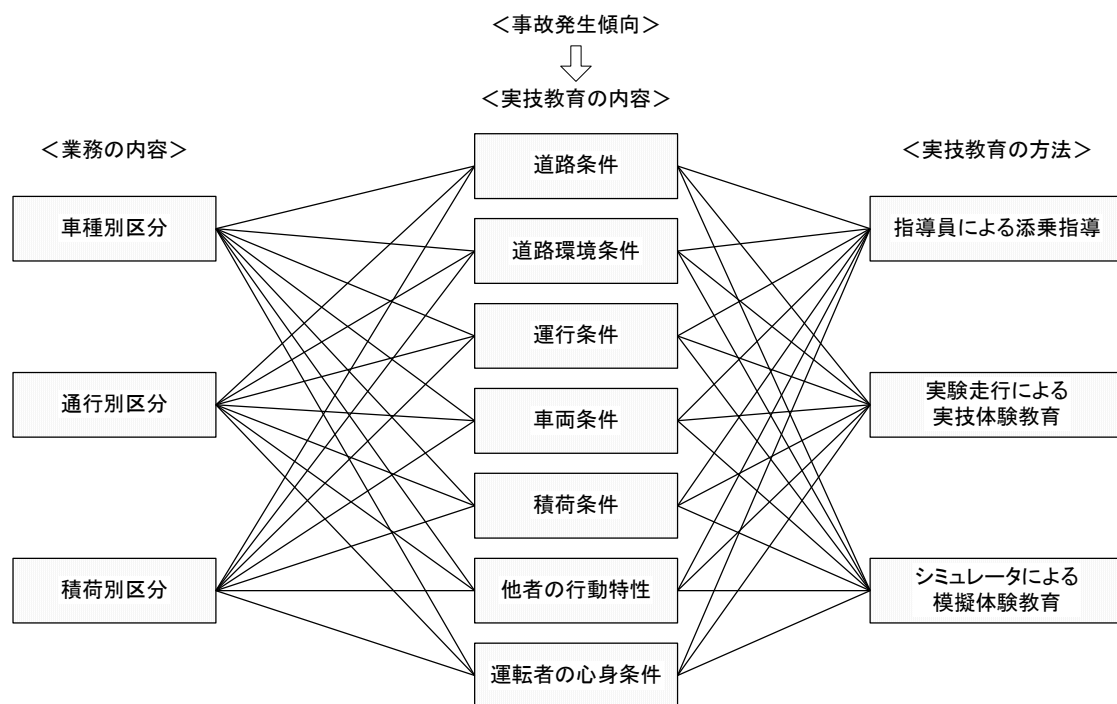
VI. 運転者等に対する指導教育

1. 安全運転の基本

運転者等に対する指導教育は、その場限りの一時ではなく、しっかりとした社内体制を築いて行うことが重要である。

指導教育を効果的に行うためには、「業務の内容」、「事故発生傾向」及び「実技教育の方法」といった項目について、それぞれの使用者の立場で検討し、重点的あるいは継続的に実施すべき対象項目を選んで実施する。

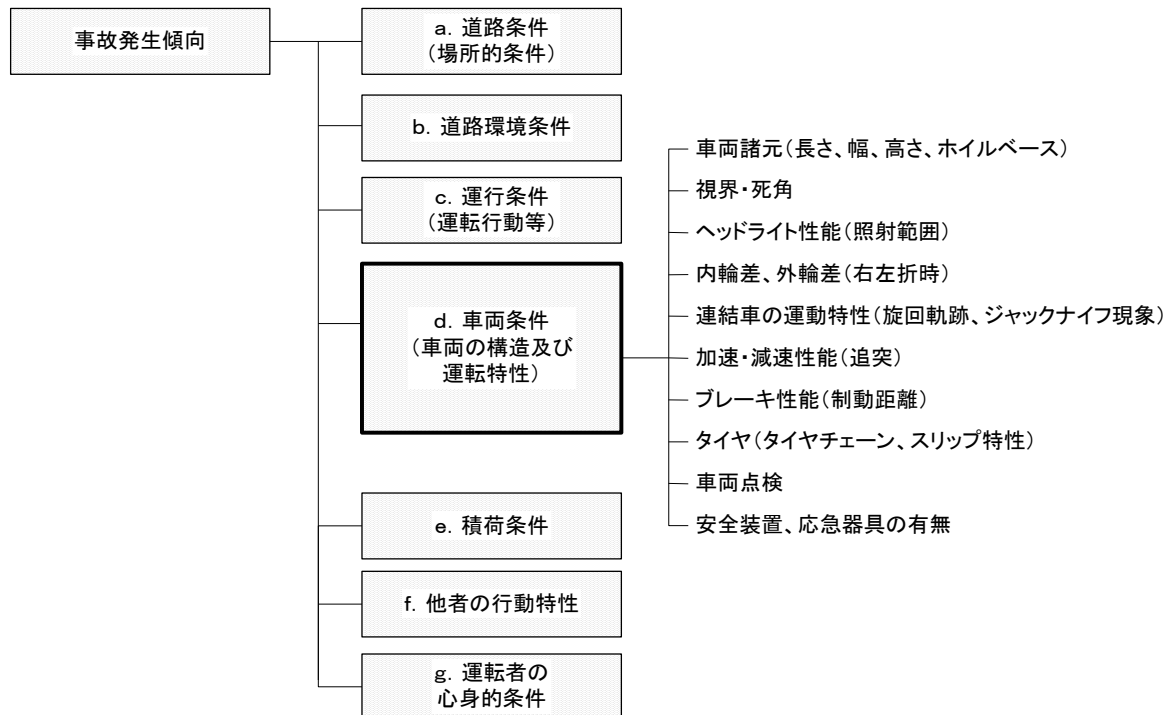
業務の内容



出典:「貨物自動車の安全運転実技教本」(陸上貨物運送事業労働災害防止協会)

VI. 運転者等に対する指導教育

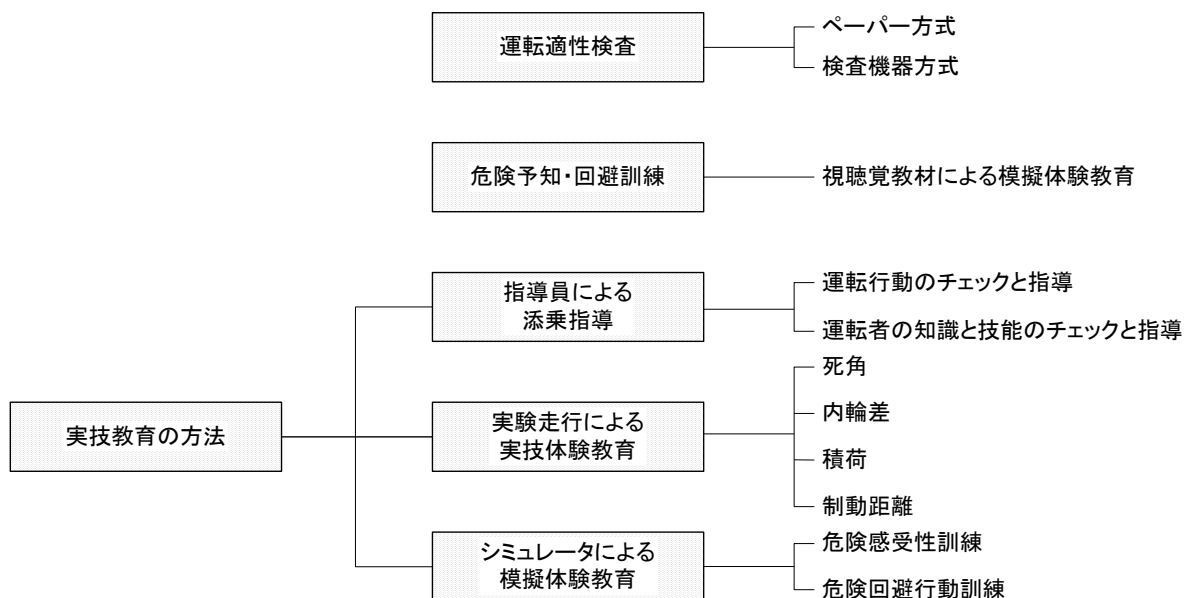
事故発生傾向



(注)ここでは、交通事故発生時の状況を分析する項目を示す。また、カッコ内は、事故発生に係わるキーワードを示す。

出典:「貨物自動車の安全運転実技教本」(陸上貨物運送事業労働災害防止協会)

実技教育の方法

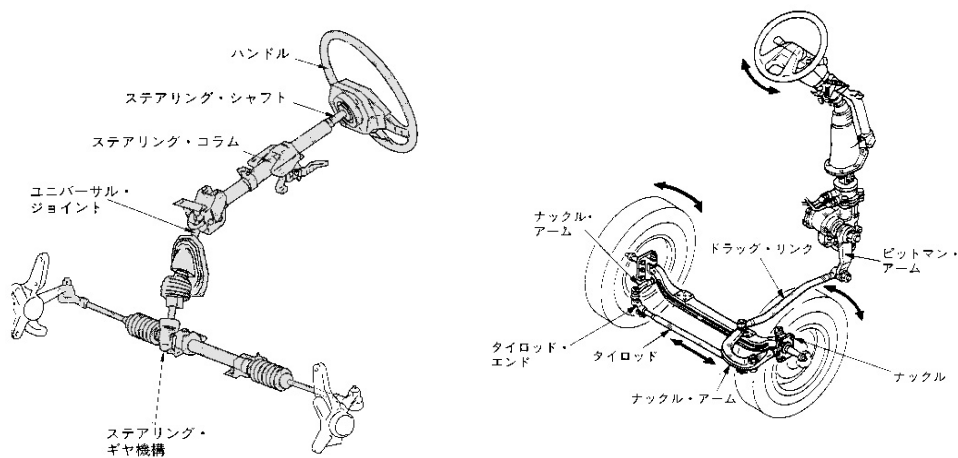


(注)ここでは、安全運転管理体制、走行管理、運転者指導員制度、安全運転講習など実技教育を間接的にバックアップする方法は除いた。

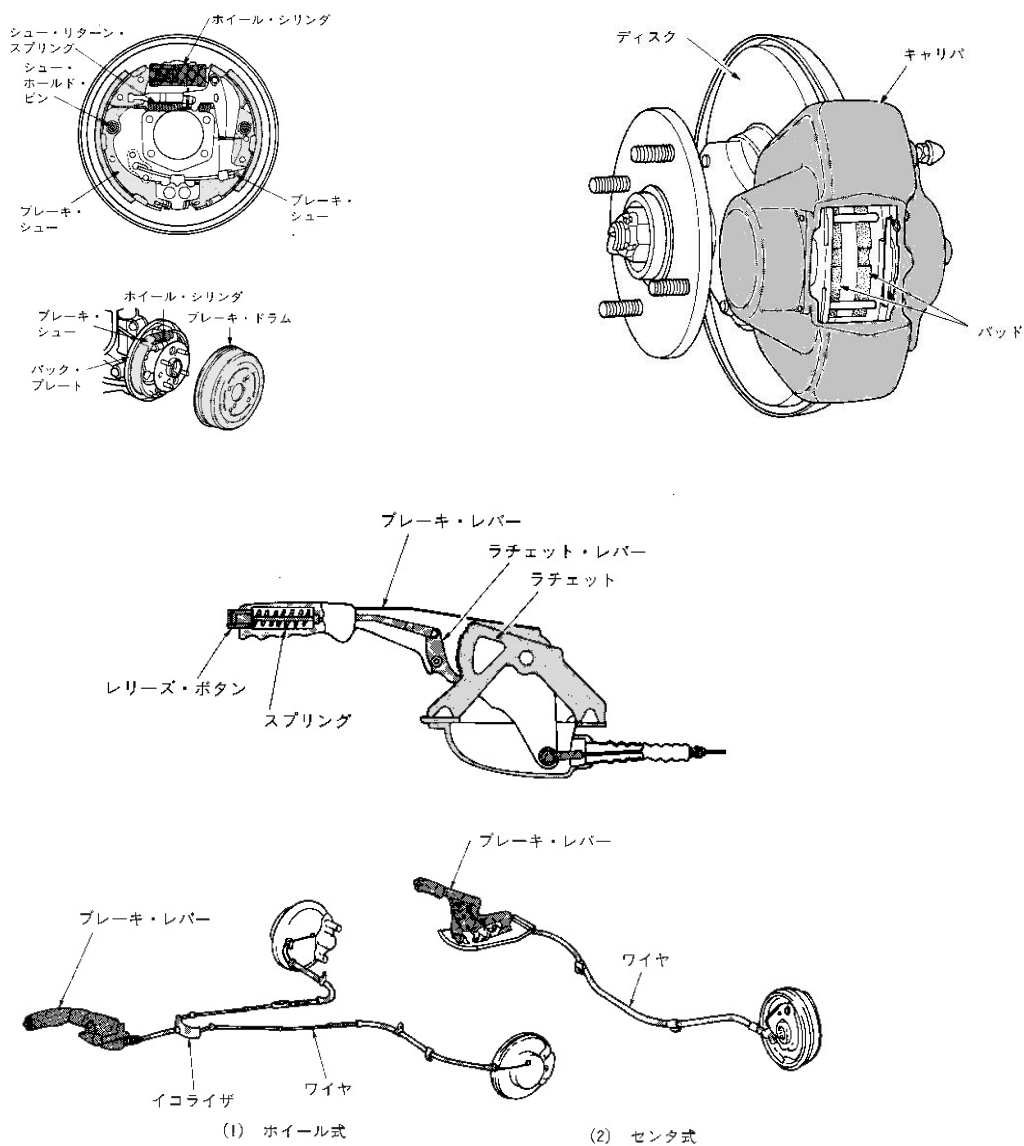
出典:「貨物自動車の安全運転実技教本」(陸上貨物運送事業労働災害防止協会)

2. 自動車の構造装置

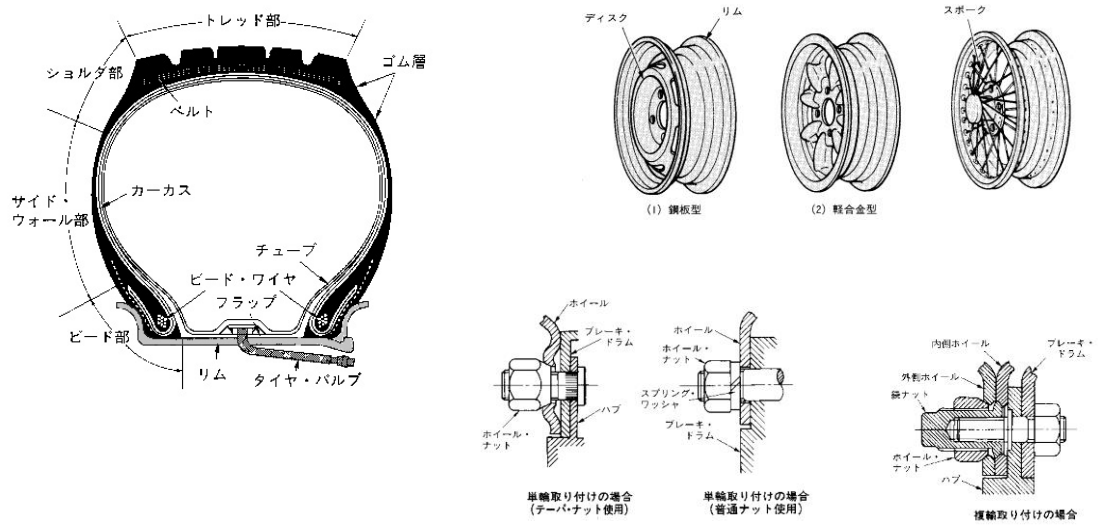
① かじ取り装置



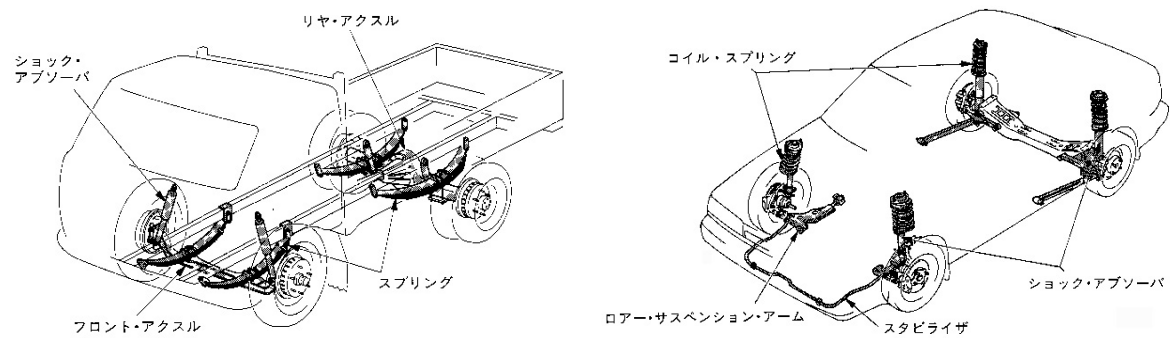
② 制動装置



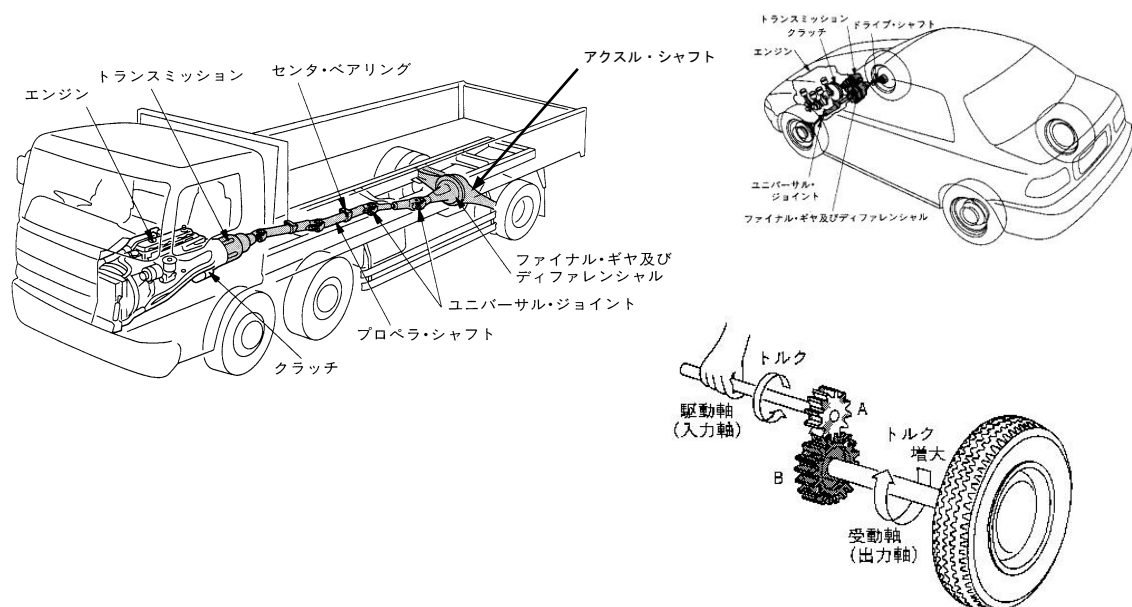
③ 走行装置



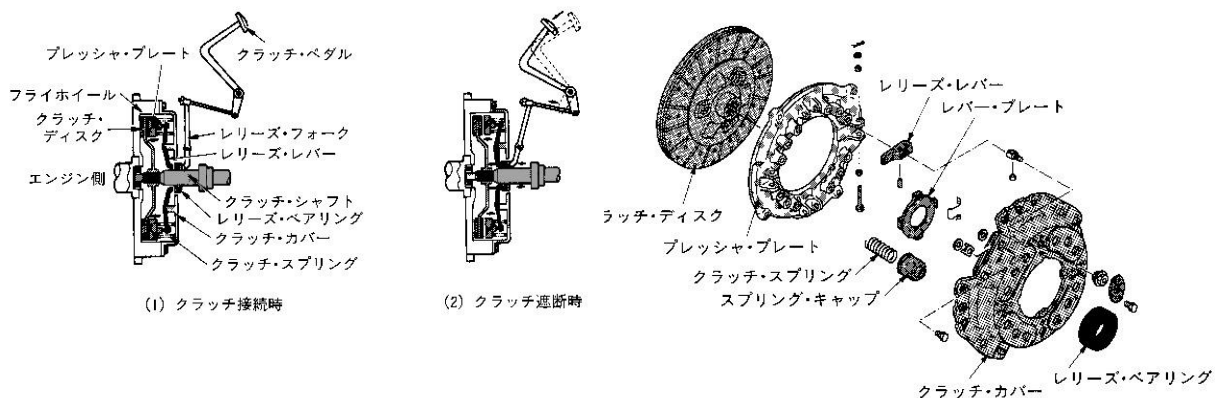
④ 緩衝装置



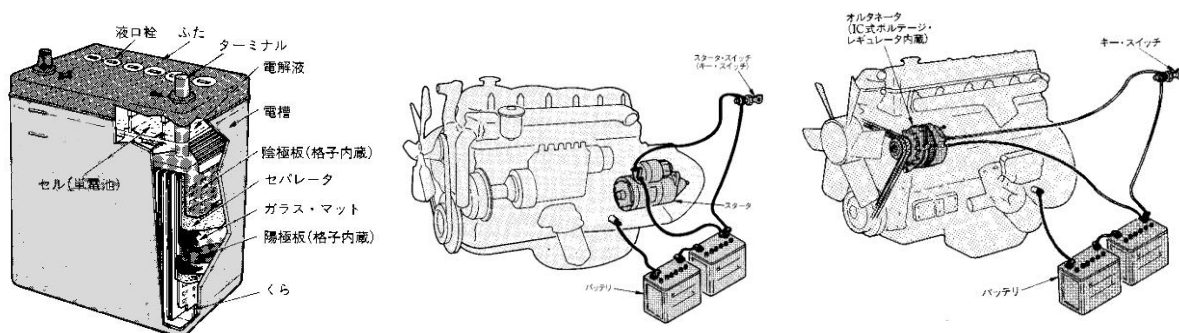
⑤ 動力伝達装置



VI. 運転者等に対する指導教育

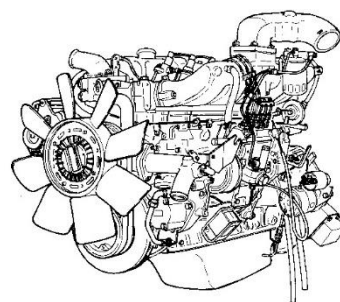
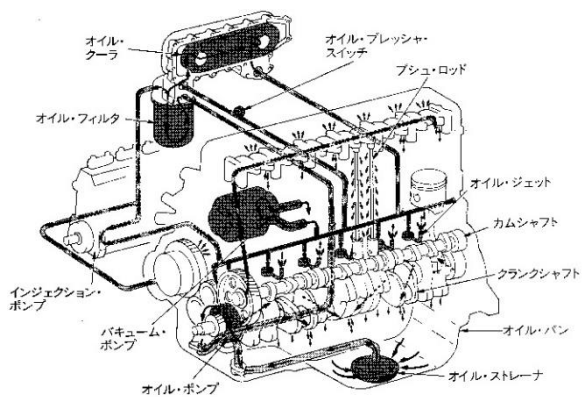


⑥ 電気装置

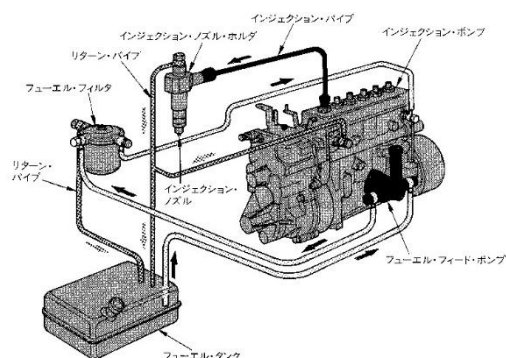


⑦ 原動機

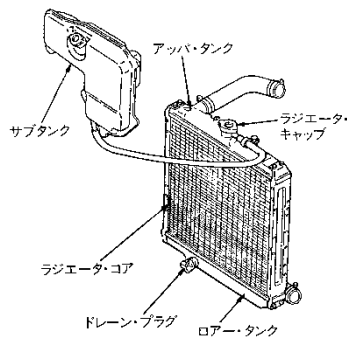
・ オイルの循環系統



・ 燃料系統



・ 冷却系統



⑧ その他

- (1) ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置
- (2) 警音器、窓ふき器、洗浄噴射装置、デフロスタ及び施錠装置
- (3) エキゾースト・パイプ及びマフラ
- (4) エア・コンプレッサ
- (5) 高圧ガスを燃料とする燃料装置等
- (6) 車体及び車枠
- (7) 連結装置
- (8) 座席
- (9) 開扉発車防止装置
- (10) その他

3. 日常点検等点検整備の方法

① 運転者に日常点検の必要性を説明する

- ・ 道路運送車両法において実施の義務づけ
- ・ 1日の運転を行うために車両の状態に異常がないか確認
- ・ 走行時のトラブルを未然に回避

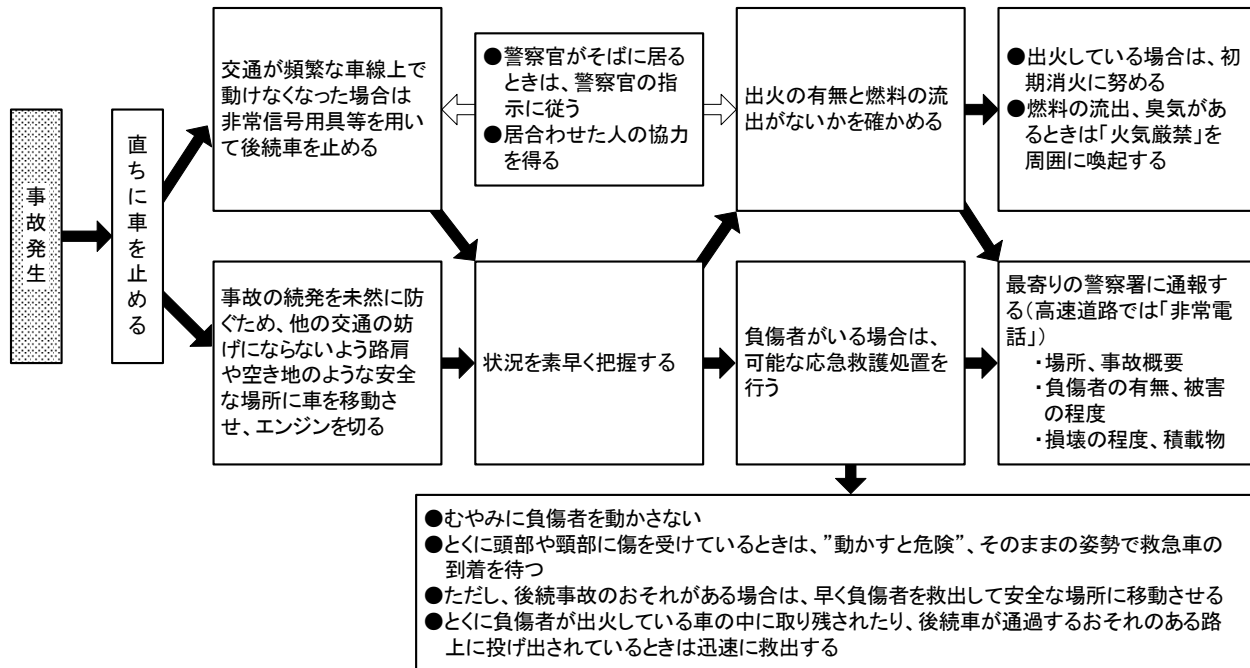
② 日常点検をスムーズに実施するための留意点を説明する

- ・ 平たんな場所での実施
- ・ タイヤに輪止めをかける
- ・ その他

③ 日常点検表やチェックシートを運転者に渡す

④ 効率の良い方法を運転者に指導する

4. 事故車両や事故時の処置方法



出典：「貨物自動車の安全運転実技教本」（陸上貨物運送事業労働災害防止協会）

VII. 行政情報・業界情報、車両技術に関するメーカー情報の提供

- ・ 国土交通省物流・自動車局
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/>
- ・ 自動車点検整備推進協議会「点検整備ドットコム」
<https://www.tenken-seibi.com/>
- ・ 自動車総合安全情報(国土交通省)
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/>

- ・ 独立行政法人自動車事故対策機構
<https://www.nasva.go.jp/>

- ・ 公益社団法人日本バス協会
<https://www.bus.or.jp/>
- ・ 公益社団法人全日本トラック協会
<https://www.jta.or.jp/>
- ・ 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会
<http://www.taxi-japan.or.jp/>
- ・ 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
<https://www.jaspa.or.jp/>
- ・ 一般社団法人日本自動車タイヤ協会
<https://www.jatma.or.jp/>
- ・ 一般社団法人日本自動車工業会
<https://www.jama.or.jp/>

- ・ 国土交通省北海道運輸局
<https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/>
- ・ 独立行政法人自動車技術総合機構
<https://www.naltec.go.jp/>